

# 官報

## 号外 昭和二十八年七月八日

### 第十六回 参議院會議録第十九号

昭和二十八年七月八日(水曜日)午前十二時二十四分開議

議事日程 第十八号

昭和二十八年七月八日

午前十時開議

第一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(種目説明)

第二 農産物検査法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第三 食品衛生法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 と畜場法案(内閣提出、衆議院送付)

第五 民生委員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 国土調査法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(河井彌八君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

一昨六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

予算委員 石井 桂君  
西川弥平治君

昭和二十八年七月八日 参議院會議録第十九号 議長の報告一

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 岩沢 忠恭君  
石坂 豊二君

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

建設案法の一部を改正する法律案  
建設委員会に付託

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案

昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律案

昭和二十七年七月における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案  
日本専売公社法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託  
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の

実施に伴う国々の財産の管理に関する法律の一部を改正する法律案(岡良一君外二十六名提出)

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提案を可決した旨衆議院に通知した。

鉱業法の一部を改正する法律案  
火薬類取締法の一部を改正する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国会における各派に対する立法事務費の交付に関する法律案  
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

鉱業法の一部を改正する法律案  
火薬類取締法の一部を改正する法律案

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律案  
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

同日議長は内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日議長は内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日内閣総理大臣から、行政管理局監察部長山中徳二君(前掲議長承認のとおり)を第十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

行政管理局 山中 徳二君  
監察部長

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律案  
昭和二十一年度における一般会計、帝國鐵道会計及び通信事業特別会計の借入金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案  
昭和二十八年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案

大蔵委員会に付託  
国の援助等が必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律案  
在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

外務委員会に付託  
健康保険法の一部を改正する法律案  
厚生年金保険法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案  
厚生委員会に付託

消防施設強化促進法案  
地方行政委員会に付託

臨時船舶建造調整法案  
海上運送法の一部を改正する法律案

臨時船賃等改善助成利子補給法案  
運輸委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

土地改良法の一部を改正する法律案  
農林委員会に付託

日本国とフランスとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件  
外務委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

積雪寒冷作地帯における麦類又は粟種の収穫に因る農産所得に対する所得税の臨時特例に関する法律案  
(竹谷源太郎君外二十四名提出)

同日委員長から左の報告書を提出した。

食品衛生法の一部を改正する法律案  
可決報告書

国土調査法の一部を改正する法律案  
可決報告書

と畜場法案可決報告書  
民生委員法の一部を改正する法律案  
可決報告書

農産物検査法の一部を改正する法律案  
可決報告書

昭和二十八年七月八日 参議院會議録第十九号 會議 ストライキに対する政府の見解に関する緊急質問

小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律案  
金管理法案

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。  
小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律  
金管理法

同日議長は内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

- 通商産業省 松尾泰一郎君
- 通商局次長 小室 恒夫君
- 通商産業省 公取引委員会 坂根 哲夫君
- 公取引委員会 坂根 哲夫君
- 事務局長 坂根 哲夫君
- 運輸省 細田 吉蔵君
- 国策院 中川 實治君
- 本部刑事部長 山口 喜雄君
- 本部警備部長 山口 喜雄君
- 本部警備部長 山口 喜雄君

同日内閣総理大臣から、公正取引委員会事務局局長坂根哲夫君外三名(前掲議長承認の中、通商産業省通商局次長松尾泰一郎君、同企業局次長小室恒夫君を除く)を第十六回閣内政府委員に任命した旨の通知を受領した。

○議長(河井彌八君) これより本日の会議を開きます。

○重盛善治君 私はこの際、ストライキに対する政府の見解に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○相馬助治君 私は、只今の重盛君の動議に賛成いたします。

○議長(河井彌八君) 重盛君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて発言を許します。重盛善治君。

〔重盛善治君登壇、拍手〕

○重盛善治君 私は日本社会党第四回室を代表いたしまして、七日の日に労働大臣から発表せられましたいわゆるスト規制法反対ストライキに関する談話に対する質問をいたします。総理がおいで願つておるので、この問題に関連いたしまして、先に総理大臣の所見をお伺いしたい。又、同僚の皆様方にも一応お聞きを願いたいと存する次第であります。

総理大臣は今の日本の国内外の情勢をどのようにお考えになつておられるか。これは私は、非常に微妙な国際情勢にあるために、知つておりながらわからんふりをしておられるのじやないか、そうでなければ占領中の慣習がまだ抜け切れずにおられるのではないかと、よく考へてあります。私が今直言するまでもなく、先般来、問題となりましたところの内閣問題、捜査、妙善等の基地の問題等、あれだけ地方の全部の人たちが反対をした。反対をした人たちは、労働組合や、そして地元の人たち、一部の限られた人たちではなかつた。いわゆる超党派であり、日本の全国民が一人残らず反対をしておる。それにもかかわらず遂にあの試射場を許可しなければならなかつた。これは一体何に原因するか。あのような反対意見が容れられずに強硬に試射場を作つて行かなければならぬということ、総理並びに外務大臣のMSA問題或いは対米債権に関する問題等と同様に、秘密外交をやつておつた、或いは脆弱外交の結果であつたということをお伺いしなければならぬのであります。(拍手)同時に又、甚だ遺憾ながら、我が国の置かれたる実態、吉田内閣の担任して

おる日本の現状の力であるということも遺憾ながら言わなければならぬのであります。私はあえて申し上げる。朝鮮戦線の終結も、吉田内閣が好むと好まざるにかかわらず、終戦が実現せられるのであります。このときは、果して、日本の産業の実態が、従来吉田内閣のとつて来たような特需に依存して行く、そして資本主義経済の中で一部の日本国民だけが生きて行けばよいという姿に立つところの産業の方向によつて、果して八千万国民の生活を安定が期し得られるかどうか。これを考へますならば、断じて従来の方法によつては日本の産業の発展は図り得ない。基本的なる産業の完全な切替が必要である。高度な技術国家として、科学国家としての再編成をいたさなければ、日本の産業の発展は期し得ない。このときに、全労働階級の協力なくして、法律によつて労働階級を拘束して行くのだというような従来の感覚によつて、経営者だけにとつての産業の発達というものは、断じてあり得ないことを私は申し上げなければならぬと思つてあります。

(拍手) こういう点に対して、このように追ひ込まれた段階に立つて、総理大臣並びに労働大臣はどのような考え方を持つておられるのか。この実態を冒頭申し上げるようには知らん振りをしていられるのか。そうして、そうでなければ、行きがかりの実態に即応して行く便乗主義的政治をとらんとするののか。更に私は言うなれば、九州地方を初めとするところの西日本の大災害は、申上げるまでもなく急速なる救援を必要とする。然るに政府は、現地と東京に、大物を中心としたしまして対策委

員会を持つた。けれども、この対策委員会によつて九州の本当の災害は救われていられるか。関門トンネルの完通さえまだできておらん。三千台の貨車が滞つていられる。何たることでありましょう。単なるアドバルーンを揚げただけでは災害救援には絶対になりません。急速なる処置は勿論、根本的な再建方途を一日も早く議じなければならぬ段階であります。而も八十歳餘り余るところの炭鉱の復旧を固らなければならぬ。これこそ日本の産業の根幹となるべき重大事業である。この復旧が炭鉱労働者の協力なくして行い得ると労働大臣や首相はお考えになつておられるかどうか。

国内の実態の現実、そして外部からの圧力、これらの現実を本当に把握して吉田首相がおられるとするならば、この国会には、国内問題、いわゆる産業発展に阻害を来たす、いわゆる公共の福祉に阻害を来たす、いわゆる労働双方を対立せしむることこそ憲法は提出すべき段階ではないといふことを言わなければならぬのであります。(拍手) かように申し上げますならば、私も参議院議員は、単なるこの問題に拘泥することなく、今度の国会は二院制の意味合いを十分に発揮させて頂きまして、急速なるものを取上げて審議して行くという方向をとらなければならぬのではないかと、かくのごとき見地から、私も先ず当面の予算の審議に重点を置かなければならぬのであります。地方平衡交付金等の速やかなる交付が得ざる限りにおきましては、寒冷地などにおける仕事は、私が申上げるまでもなく停滞いたしますのであります。否、できなく

なるのであります。又、秋の台風の子防が完壁を期し得るでありましょうか。一、二カ月のうちにこの完全対策をやらなければ、もう九州は一過来たからあとと来ないといふことを、誰が保証できますか。関東地方はどういたしますか。私は、政府は、もはや今日のごとき段階に至りますならば、政府の面子にこだわることなく、緊急止むを得ざるのみを審議するといふ立場をとり、緊急にあらざる、而も紛糾をかます、そして労働の間を阻害せしめて、公共の福祉を阻害するといふような法律は、直ちに取下げなければならぬ段階であるといふことを申し上げたいのであります。(拍手)

労働大臣は、総評が決定した、あの政府の、あなた自身の無理難題なる態度に対する抗議のためのストライキの声明に対して、憲法第二十八条を逸脱するものである、こういうことを言つておられます。一体、憲法第二十八条にどこが逸脱しておられるのか。「労働者の団結する権利及び団体交渉その他の団体の行動をする権利は、これを保障する。立派に保障せられておられるところの団体の行動をする権利である。その枠内で労働組合がやる権利、そして行動の自由を保障せられたところに、いつ枠がはめられたのか、どこから逸脱しておられるのか。この点は私は明確にお聞きをしたい。或いは政治ストだご抗弁せられるかも知れません。けれども、およそ日本の現状において政治と緊密に経済が結びつていられるのが若しあるならば、政治を切離した経済闘争が若しあるならば、明確に答弁をして頂きたいのであります。(拍手)更に、ストラ

イキは労働法上の不当労働行為である、或いは刑事、民事上の免責等に關する保護は受けれないことになると言わざるを得ないと言っているが、それならば当然の権利としてやるストライキに対してどのような処分を労働大臣は考へておるか。昨年の夏の総評のストに対して、どこの組合が、或いは誰が、どのような民事上の、刑事上の責任を問われたか、お伺いをしておきたいのであります。

かような表現は、労働大臣が就任早々、否、就任以前から労働省のあり方を御研究なさつておつたことと存じますが、間違つて研究せられたのではなからうかと考へる。労働省設置法の三条には、労働者の基本的人権を守つて行く、労働者を育成助長せしめて行く、そのすべてが、労働者をして立派な日本国民として仕上げる、これに協力して行くという建前が労働省のとるべき態度でなければならぬ。いつの間にか労働大臣は経営者の立場に立たなければならぬつたのか。今まで申しましたように、少くとも日本の現状は、労働組合と資本家が相対摩擦するといふような中において日本の産業は絶対に発展しない。そうであるとするならば、労働大臣は、せめて、この経営者と労働者の中間に入つて潤滑油の役割を果して、そうして日本の産業発展に寄与することこそが労働大臣の使命ではなからうかと私は考へるのであります。それにもかかわらず、あんな表現をする、そうして総評の幹部を、談話を発表してから呼び付けているといふようなことは、まさに威嚇であり、弾圧であり、公共の福祉を阻害するものは、労働者ではなくて、労働

大臣みずからの感覚である(拍手)といふことを言わなければならぬのである。

又、私は、今度の労働大臣が取上げおるところの炭鉱、電産の経営者の諸君の態度について一言触れてみた。炭鉱の経営者の人たちが、電気の経営者の人たちが、特に電気の経営者の諸君は、終戦以来、常に電産がストライキをやつて来て、そうして国民もこれを認め、法的にも認められてやつて来たんだが、このストライキがない前に団体交渉をしたことがあるか。誠意を以て解決を付けたことがあるか。いつでも、ストライキが始まる、いつ幾日かからストライキが始まるのだからいつ、始まつて紛議をかもしてから常に解決を付けて行くというやり方が、電産の経営者諸君のやり方である。まさに、公共の福祉を阻害するものは労働大臣であり、これらの経営者諸君の無理難題極まる態度こそが、(拍手)この公共の福祉を阻害するのであるといふことを言わなければならぬ。私は、かような意味から言います。来申しますように、不急不速のもの、而も出すことによつて労使間の紛議をより拡大せしめて、日本の産業発展を阻害せしむるがごとき悪法は直ちに取下げ、参議院の二院制としての立場を明確にせしめ、そして日本の産業発展のために寄与することこそが、労働大臣並びに首相の今日とるべき態度ではなからうかとこのことを申し上げまして、私の質問を終りたいと存する次第であります。(拍手)

内務その他の問題は、これは安全保障条約等による施設を提供することは条約上の義務であります。故に、この条約上の義務に従つてこの問題を取上げおるのであります。同時に、これによつて損害を受ける関係者に対しては相當の補償なりを与へるといふことの方針で着々進んでおります。又、朝鮮問題は、休戦の成立することとは誠に結構なことであつて、東洋の一角において戦争をやむといふことは、我々は飽くまでも希望もし、これに援助を与へたいと考へております。併しながら、日本の貿易は特需によつて成り立たせるといふ考へを持つていたしておるのではないのであります。日本の貿易、産業に対する経済政策は、特需でなくして平常なる貿易によつて維持せんといたしてあります。これは、予算その他で御承知の通りであります。

又、水害問題は、九州の水害は誠に九州関係県民諸君のために同情すべきことであります。政府も極力これの救援をいたしてあります。又内外の同情も、九州の水害に対する同情は誠に熾烈なるものがあつて、義捐金その他各方面から集まり来たりつづつあることは御承知の通りであります。政府はこれに対して成るべく迅速にその分配或いは救援等に全力を尽してあります。漸次秩序は回復いたしたつづつあるのであります。その他は主管大臣からお答えいたします。(拍手)

政府はスト規制法案を提出し、更に昨日私が総評幹部に対してストライキに対する警告を発したが、これらはいずれも労働関係に不当に介入し、労働者を弾圧するものであるといふ御所見でありました。これに対して私の見解をお答え申し上げます。(傍聴だよ)と呼ぶ者あり) いわゆるスト規制法案は、たびたび申上げております通り、昨年の二大争議の苦い経験に鑑みまして、争議行為の方法のうち、従来とも社会通念上不当又は妥当ならざるものとして来たものについて、この際その範圍を明確にして、以て公共の福祉と争議権との調和を図らうとするものであります。昨日の私の談話は、いわゆる政治ストライキは憲法第二十八条に保障された団体行動権の範圍を逸脱するものであるといふ当然のことを明らかにいたしました。注意を喚起した次第であります。(拍手)何ら労働関係に不当に介入したり労働者を弾圧するものではない、こゝういふことを御了解願ひたいと思ひます。(拍手)

總理大臣並びに小坂首相に對しまして、昨日発表されました労働大臣の談話を中心といたしまして、政府の労働政策に對する所信のほどを伺つておきたいと思ひます。

昨日、労働大臣は突如としていわゆるスト規制法案反對ストライキに關する談話を発表し、労政局長を以て全国各都道府県の知事に依命運謀を命じたのであります。目下本法案は衆議院に上程せられ、同労働委員会におきましては慎重審議のさ中であり、而も本案の重要性に鑑み、国民ひとしく注視し、なかならず直接の利害關係を持つ組織労働大衆が異常な關心を集中しつづつありますときに、労相の談話発表は、その意図がただ急進にあるかの判断に苦しむのであります。恐らく、公正な輿論の批判を恐れ、民主的労働組合を中心とする国民的抗議運動の影射たる盛り上りを未前に阻止しようとする、吉田反動内閣固有の、力を以てすべてを処理せんとする権力政治の具体化以外の何ものでもないと思はれるのであります。(拍手) 一体、政府は、このような反動立法を憲法と民主主義の名譽にかけて、撤回するか、或いは当該産業の社会化乃至経営民主化のため具体的措置をとることにより、労働組合の協力を得る努力を忘れて、ひたすら労働者弾圧に汲々とし、一片の通謀を免することによつて労働階級の納得と協力が期待できるものと思はれて、本通謀を免したのであるかどうか。本通謀は、昨年第十三回国会に、破防法、労働法改悪法案が上程せられ、全國民的輿論の反撥をこうむり、政府が苦境に陥つた當時、労働第三波ストを目前にして、労政局長名で当該スト

昭和二十八年七月八日 参議院會議録第十九号 今次ストに對するいわゆる政府警告に對する緊急質問

昭和二十八年七月八日 参議院會議録第十九号 今次ストに対するいわゆる政府警告に対する緊急質問

所信を承わつておきたいと思つたのであり、

政府は、立法反対闘争乃至は立法に反対するストライキは、ストライキの事実分析の上に立たずして、直ちに政治ストライキと断定し、政治ストは憲法の保障と労働法の保護の外にあるものとの見解をとつておるものであります。政治ストの合法性、不当の問題は、具体的事実即ち判断すべきであり、究極的には裁判所の判断に待たなければならぬと考へます。政府の見解は単なる行政解釈に過ぎず、従つて何ら法律の拘束力を持つものでもなく、せいぜい労働者に対する啓蒙、否、威嚇的役割と、経営者陣営に対する鼓舞的根柢を与えておるものに過ぎません。かくては労働大衆の感情を刺激し、一層、内政的な悪質な闘争に迫りやう危険性を持つものと考へざるを得ません。勿論、労働組合が議會を無視し、純然たる政治ストによつて、法案の撤回、立法の阻止を図る限り、労働法上正当な争議行為として民事上免責の利益を受けるかどうかについては、いささか疑問もあるものであります。併しこのことは、労働組合が団結力を利用して政治活動一般を制限禁止される意味では毛頭ないのであります。又刑事上の免責については、単に政治ストに参加したというだけで刑罰を課し得ないことは勿論、具体的事実即ち判断すべきであり、同時に又一概に不当労働行為の保護を受け得ないとするものではなく、これ又具体的事実に基づいて検討されねばならぬと考へるのであります。政府の見解は、当然裁判に待たねばならぬ労働行為に關し、行政解釈によりまして一方的見

解を下しておられますが、これこそ政府の暗黙における労働組合の圧迫であり、骨抜きであると思つておるのであります。この点について政府の所信のほどを伺つておきたいと思つておるのであります。

更に、本通牒は、談話の形式をとりながら、政治権力を背景にする労働組合への警告的措置と考へられるが、問題は、政府自体が警告を発しなればならぬほど、本法案は労働者の基本的権利を一方的に制限禁止する反動立法の頂点に立つものとして、全国組織労働者の反抗と怒りを買つておるといふことを、政府みずから裏切るものにはかならないと思つておるのであります。政府は、公共の福祉は基本的人權の上に君臨するものとして、公共の福祉の名において、國民の自由と権利、労働者の基本的権利も制約することができるといふ観点に立つておるのであります。若しそういうことになつて参りするならば、憲法の保障する永久の不可侵権としての基本的人權は、時の政治権力者の一方的判断と解釈により常に制約を受ける危険性があるのであります。

政府は、昨年の電産、炭ストの経験に鑑み、電氣事業及び石炭産業の特殊性及び重要性並びに労働関係の現状に鑑みまして、争議権と公益の調和を図り、以て公共の福祉を擁護するたため、両産業における争議行為の方法について必要なる規制をなすため本法を制定するに至つたと言つておられますが、本案の致命的欠陥は、労働争議の原因は、およそ、すべていづれの場合においても、労働者側、労働組合側にのみあるとして、労働基本権を一方的に制限することに汲々としておるといふこととであります。本法は、明らかに、電氣、石炭事業における最も露骨な營利追求の私企業の財産権の下に、労働基本権を一方的に制約し、而も労働者に対しては何らの救済措置がとられないでおるところに重大な問題があるのであります。政府は國民という言葉を用いておられますが、この言葉は誠に魔術でありまして、この國民とは、吉田政府に屬する少数の炭礦、電氣事業資本家を言ふものであつて、これらの少数者の利潤追求の便益のために今回の立法が図られておるに過ぎないのであります。(拍手)まことに、公共の名の下に、福祉の名の下に、労働者の基本的権利を蹂躙する、この行き方こそは、権力の濫用であり、吉田内閣のファッショ政治の現われ以外の何物でもないと申すことを申し上げたいのであります。(もう少し研究して来い)とお前こそ勉強して来い)と呼ぶ者あり)本案が実施されるとするならば、この両産業における争議行為は致命的な制限を受け、憲法並びに労働法の保障する労働対等の原則は事実上崩壊いたしまして、そうして労働対等の原則破壊の下に、労働関係の調整というものは誠に不可能に陥り、悪質な方向に走ることも事実であります。我々は、従来、憲法の保障する基本的人權の制限に對し、例えば公務員の争議権制奪に對し人事院の勸告制度を取入れ、或いは公共企業体職員に對し仲裁制度を取入れた経緯に鑑み、吉田内閣は勿論、法輕視の觀念にとらわれて、これらの諸制度を事実上骨抜きにはしておられるけれども、とにかく労働者の基本的権利制限に對し、一方においては救済措置を

講じて来たのであるが、今回の反動立法を制定するに當つては一片の進歩的施策をとることなく、かかる談話発表により、労働者の反抗意識を和らげ得ると政府は解釈しておるのであるかどうか。この点について政府の所見を承わつておきたいと思つたのであります。

政府の本法案提出の根本目的は、内にあつては、少数独占資本家の利潤追求のために多くの労働者大衆を犠牲にせんとする反動立法の最たるものであります。外にあつては、駐留軍労働者の労働基本契約は、昨年七月以降、契約更新期にありながら更新されず、一方的人事事項により、我が國の労働三法は何ら適用されず、アメリカの國內法が優先しておるのであります。日米行政協定によつて辛くも保障された最小限の労働者の権利すらも完全に抹殺されておるのであります。政府の労働政策は、アメリカのために奉仕するものか。日本人の労働者を対象にするものか。殊に、内にあつては反動立法制定を強く政府に要求して来たその根源の力は、日経連を中心とする経済団体であることを考へましたときに、政府の労働政策は資本家のためにのみ奉仕する政策であるのかどうか。政府のよく好んで使つて、國民の名において、國民の九割以上を占める勤労者大衆のための政治、一千万に上る労働者のための労働政策を断行する意思がないかどうか。権力に阻せず、富貴に淫せず、以て清節を全うすべき吉田内閣の今日の政治のとるべき方向であると思つておられますが、吉田首相はどういふ所信を持つて今後の労働政策に對処されんとするかを承わつておきたいと思つたのであります。(拍手)

限することと汲々としておるといふこととであります。本法は、明らかに、電氣、石炭事業における最も露骨な營利追求の私企業の財産権の下に、労働基本権を一方的に制約し、而も労働者に対しては何らの救済措置がとられないでおるところに重大な問題があるのであります。政府は國民という言葉を用いておられますが、この言葉は誠に魔術でありまして、この國民とは、吉田政府に屬する少数の炭礦、電氣事業資本家を言ふものであつて、これらの少数者の利潤追求の便益のために今回の立法が図られておるに過ぎないのであります。(拍手)まことに、公共の名の下に、福祉の名の下に、労働者の基本的権利を蹂躙する、この行き方こそは、権力の濫用であり、吉田内閣のファッショ政治の現われ以外の何物でもないと申すことを申し上げたいのであります。(もう少し研究して来い)とお前こそ勉強して来い)と呼ぶ者あり)本案が実施されるとするならば、この両産業における争議行為は致命的な制限を受け、憲法並びに労働法の保障する労働対等の原則は事実上崩壊いたしまして、そうして労働対等の原則破壊の下に、労働関係の調整というものは誠に不可能に陥り、悪質な方向に走ることも事実であります。我々は、従来、憲法の保障する基本的人權の制限に對し、例えば公務員の争議権制奪に對し人事院の勸告制度を取入れ、或いは公共企業体職員に對し仲裁制度を取入れた経緯に鑑み、吉田内閣は勿論、法輕視の觀念にとらわれて、これらの諸制度を事実上骨抜きにはしておられるけれども、とにかく労働者の基本的権利制限に對し、一方においては救済措置を



ては、この点が明らかにされなければ、なぜ緩和がどうしても必要であるかということが納得できないのであります。「我が国経済の特質と実態に即応するように」ということが理由であります以上、現行法がその特質と実態に即応していないこととなるのであります。然らばどういふ点が我が国経済の特質であるのか、又、現行法はどうかという点でこの特質に即応していないのか、この点を詳細に具体的に御説明をお願いいたします。次に、実態に即応しないから現行法を改めるというのだが、実態とは具体的に何を指すのか、現行法がそれに即応しないというのはいかような点か。これ又通産大臣から具体的に御説明願いたい。社会においては、法律に規定されていない新しい事情が生じたり、又、法律の枠を超えて生じた変化のために、往々あとから法律を作つたり法律を改正することが生ずるのであります。ここに「実態に即応するように」と言われているのは、日本経済の面におきまして、この法律ではどうにもならない変化がすでに起つているので、これを既成事実と認めて、これに即応するように法律を改正しようというのか。その意味であるのかどうか。もつと具体的に言え、現行法による禁止にもかかわらず、現在すでにいかに名目におきましてカルテルができて、半ば公然とカルテル行為を行なつており、又、株式の保有、役員の兼任、合併等が行われまして、私的独占が形成されておるが、もはや現行法では取締りたくても取締ることができないようになつてしまつたので、「実態に即応するよう」に「法律を改正する必要がある」と

考えられて提案されたのかどうか。それとも、カルテルの組織と活動を法律で認めたいが、積極的に日本経済のために利益であると考えられて改正を加えられたのかどうか。これらの点に對しまして岡野通産大臣並びに横田公取委員長にその見解をお伺いしたいのであります。

第三にお伺いしたい点は、この法律改正によつて、いわゆる不況カルテル、合理化カルテルが公認されることになるのであります。不況カルテルにおきましては、設備、生産数量の制限、価格協定が、たとへば制限付きではあれ、認められることになり、又、合理化カルテルの場合には、技術若しくは生産品種の制限、層若しくは産物の購入、即ち鉄鋼業の場合には、その重要原料である屑鉄の購入等につきましても、共同行為、カルテル行為を行うことを容認しておるのであります。かようにいたしまして、たとへば法律に制限が付いておりましたとしても、あらゆる種類のカルテル活動の道を開いておるのであります。一旦これらが法律で容認されるや、やがてはこれを突破口として、強力な企業者団体が、この改正法律案に規定されている制限を無視いたしました、或いはごまかしまして、一般的なカルテル活動を行うのであります。現行法でカルテル活動が禁止されておるにもかかわらず、多量にこれをくぐつてやつておる者の多量に思われるのであります。不況の際に、生産過剰が生じ、又価格が下落いたしました、企業が損失をこうむることは、資本主義経済機構の下におきましては必然的に起る事情であり

ます。これに對処する方法といたしましては、各企業が普段からかかる場合に備えて技術の進歩を図り、又経営を合理化して行かなければならぬのであります。好況の際には、価格をぐんぐんと吊り上げて、巨利を博し、高率の配当を行い、浪費をしまし、ながら、不況になると、あつて通産大臣の認可を得てカルテルを作つて、生産制限を行い、価格を人為的に吊り上げておいて、安易に自己の独占的利益を維持して行こうとするのであります。このために価格が当然落ちつくところに落ちつかず、かかるカルテル行為のために、関連産業や中小企業、消費者等は、非常な不利益をこうむらざるを得ないのであります。かかる場合でも通産大臣は、大企業が不況カルテルを形成して他を犠牲にすることを認可するつもりであるかどうか。この点をお伺いしたい。

朝鮮休戦が成立いたしましたして、世界の緊張が緩和されて参りますならば、各国の軍拡のスロー・ダウンによりまして世界的に不況が襲来するであろうことは予想されるのであります。その際に日本も又これに巻き込まれる見込が大であります。かかる場合に、改正された法律の下におきまして、不況に名を借り、合理化に名を借り、続々とカルテルが生れるものと予想されるのであります。政府は、この場合を予想して、この現行法を改正しておこうとするのであるかどうか。そして、その場合に、続々とカルテル形成の申請があらまされた場合、これを通産大臣はどんな認可するつもりであるかどうか。その心がまえをお伺いしたいのであります。

一旦カルテルが形成されると、たとへ不況が去つて経済が上向きになり出ましても、このカルテルを作つた事業者たちは、みずから進んでカルテルを解体いたしまして再び競争に戻るといふことをしなすことは、火を見るより明らかであります。主務大臣、公取委員会は、かかる場合に、如何にこれに對処するつもりか。速やかにこれを解体させ、共同行動を禁ずる処置をとることができるといふか。又そういう処置をとる意思を持つておるのかどうか。できた以上は既成事実として、黙認し、放つておくのかどうか。そういうような点についてお伺いしたい。

又カルテルが一旦形成されると、それは、自己の活動を有効ならしめるために、参加企業に對して強い拘束力を加えるのであります。アウトサイダーに對しては不正競争やその他のあらゆる手段で圧迫を加えることは明らかであります。政府はこのアウトサイダー或いは関連産業に對する圧迫に對して、如何なる方法によつて、アウトサイダー、関連産業を保護するつもりであるかどうか。これをお伺いしたいのであります。

次に、今日確安工業界を見ますのに、国内の需給の点からすれば、供給過剰の傾向にあり、当然確安価格は低落せざるを得ないのであります。然るに確安業者は国内の農民に売るよりも遙かに安い価格で海外にこれを販売し、いずれの会社も欠損をしないどころか、相当高い利益を維持しておるのであります。これは明らかに農民の利益を犠牲にしてその利潤を確保せんとする不況下のカルテル行為であります。政府はこれを公正な取引であり消費者の利益を犠牲にしないものと考えておるか

どうか。若しこの法律改正が行われれば、いわゆる不況カルテルが認められ、これに類似した現象が起るであろうということが推定されるのであります。政府は確安の問題につきましても如何なる措置を講ずるつもりであるか。通産大臣にお伺いしたい。又、保利農林大臣には、この確安会社の行為によりまして農民の利益が不当に害されていまいか、これは又是認されるべきものとお考えになつておるか。農林大臣としてこの問題につきましてもどういふ方針をとられるのか、お伺いしたいのであります。

又、今度の改正法律案によりますれば、合理化カルテルが認められることになり、そのうち鉄鋼業につきましても、屑鉄の購入につき鉄鋼会社が公然と恒久的にカルテル行為を行うことができる。現在すでに鉄鋼会社は法を無視いたしまして、海外からの屑鉄の輸入価格に比しまして遙かに安い価格を以て国内の屑鉄の購入をすることを極めて美談と稱する末端の集荷業者を泣かせておるのであります。而も公取はこれに對して何らの調査もやつておらないで、放つたかしておるのであります。合理化カルテルの名の下に今後かかることが続々と起り、合理化カルテルも又、真の合理化の促進とはならず、その名に隠れまして、独占利潤の増大と、その維持を図る手段となつてしまつておるかと。公取はこの点をどう考えておるか、お伺いしたいのであります。

次に、株式の保有、役員の兼任等の規定の緩和についてお伺いしたい。今日のように株式所有者が分散いたしまして少額の株式所有者の多い場合に

は、何も五一の株式を所有しない  
で、二〇%だつて、時には一五%の株  
主だつて、他の会社を支配することが  
できるのであります。こういうとき  
に、株式の保有、役員兼任等の緩和  
をすることは、非常に他企業の支配力  
を強めることになるのであります。現  
在の法律の下においてさえ、いろ／＼  
な形で、株式の保有、役員兼任等に  
よる他企業の支配が事実上行われてお  
るのであります。これを緩和すれば、  
必ず他企業の支配、競争の制限等がよ  
り有効に行われることは必至でありま  
すが、そういう点につきまして、一体  
どういふふうにお考えになつておる  
か。これは公取の委員長並びに通産大  
臣の両者からお伺いしたいのでありま  
す。

次にお伺いしたい点は、現行法第三  
章の不当な事業能力の較差の全条、第  
二条第五項の同規定の削除等について  
であります。これは、巨大な資本を有  
する大企業がその独占的な経済力を利  
用いたしまして他の企業を圧迫するこ  
とを排除し、公正なる取引競争の行わ  
れることを目的としたものでありま  
す。然るにこれが今ここに全部削除さ  
れるということは、法的に大企業がそ  
の強大な経済力を以て他の企業を圧倒  
することの自由を許すということには  
かならぬのであります。現在この文章  
は事実上適用されていなくとも知れま  
せん。併し、今なせ、これを改めて廃止  
することによりまして、大企業の独占  
的活動の自由を許すのであるか。これ  
は明らかに経団連等の圧力に屈しまし  
て、政府がこれを削除することに同意  
し、大企業の他企業に対する強圧を自  
由にして、独占資本の支配の促進を図

るものと云わなければならぬのであ  
ります。公取委員長並びに通産大臣  
はこの点をどうお考えになつておる  
か。又、公取委員長は、これが削除さ  
れるに至りましたいきさつについて詳  
しく御説明願いたいのであります。

次にお伺いしたい点は、カルテル  
行為の認可が、本改正案におきまして  
は、公取委員会によつてではなくて、  
主務大臣によつてなされる、即ち通産  
大臣によつてなされると規定されてお  
る点であります。私どもはカルテルそ  
のものに反対なのでありますが、仮に  
一歩を譲りまして、この改正案に記さ  
れている不況カルテル、合理化カルテ  
ルの認可の場合でも、当然この法律の  
全体の趣旨から考えまして、公取委員  
会において行われるべきものであると考  
えるのであります。然るにこの認可の  
点だけ突拍子もないように主務大臣と  
されたのはどういふわけであるか。た  
とえ公取の認定を条件とするとい  
え、通産大臣に認可権を認めること  
は、法体系をみだり、又、法律上幾多  
の疑義を生ずるものであります。この  
点、立案者側でも知らぬはずはない。  
然るにどういふふうに行つたものであ  
る。むしろカルテルを原則的に認めよ  
うとする態度をとる通産省側が、この  
問題につきましては、カルテルをむし  
ろ取締ることができないという考え  
側に任せることができないという考え  
方から、強引に突張つて削り込まれた  
ものではなからうかと思つておるであ  
ります。何の必要がありまして通産大臣  
の認可ということをこの改正案に入れ  
るに至つたのか、その理由を通産大臣  
からお伺いしたい。又、公取委員長は、  
この改正案の草案の作成に当りまし

て、この認可は公取委員会がなすのが  
当然という立場をとつていたと思つた  
のであります。なぜ通産大臣の認可と  
いうことを認めたのか。この点につき  
ましてもいふ／＼ないささつがあると思  
うのであります。公取委員長はこの  
際そのいきさつを説明して頂きたいの  
であります。又、このほうがよいの  
か、公取委員会一本のほうがよいの  
か、この点について率直な意見を述べ  
てもらいたいのであります。

またいふ／＼とお伺いしたい点がた  
くさんあるのであります。詳細は委  
員会の審議に譲ることになりまし  
て、私がこの改正法律案の提案理由の  
説明を聞きまして率直に感じますこと  
は、この改正案を出す理由がいろ／＼  
な点から見て薄弱だということであり  
ます。この法律の緩和によりまして、  
公然と、カルテル、トラストの組織活  
動の行われる突破口を開き、これによ  
つて独占資本の支配の確立を強力に促  
進することになると思つておるであ  
ります。逆に、資本力の弱中小企業、消  
費者の利益は圧迫され、蹂躪されるこ  
とは必至であります。これこそ経済民  
主化に逆行すること甚だしいと言わな  
ければなりません。この改正案を提出  
いたしましたことは、この吉田内閣が  
独占資本の代弁者であるという性格を  
はつきりと露呈したものと云わなけれ  
ばなりません。(拍手)政府は本改正案の  
提案に当り、私的独占禁止法の根本精  
神を尊重すると言つておりましたが、こ  
れは私の見解では大體である。若し本  
案に尊重するといふならば、この改正  
法律案の提案を撤回いたしまして、根  
本精神に即ちうに再検討すべきであ  
ると思つておるのであります。

以上で私の質問を終わりますが、各大  
臣並びに公正取引委員長は具体的に詳  
しく御答弁を願いたいと存する次第で  
あります。(拍手)

〔国務大臣吉田茂君答へ、拍手〕  
○国務大臣(吉田茂君) お答えいたし  
ます。

独占禁止法制定の当時は、競争直接  
でもありましたが、誤解も相当  
あつたろうと思つておる。又、当時立法  
した人の考への中には、アメリカの独  
占禁止法、或いはカルテル、或いはト  
ラスト等を考へに入れて、同じような  
事態が日本にも存在するという誤解も  
あつたろうと思つておる。いづれにし  
ても日本の経済組織がそのために根本  
的に覆えられたことは事実として考へ  
なければならぬのであります。この  
ために日本の経済競争力も力弱めら  
れたといふ、この事実も、これは現実  
の事実であります。故に私は占領中に  
行われた法律の行き過ぎを是正しなけ  
ればならぬといふことを考へておしま  
して、絶えずこの点について研究を進  
めておりましたが、その行き過ぎの一  
つは独占禁止法であります。決して単  
に独占資本の確立強化を目的とした  
してこの法律を提案いたしましたわけ  
ではありません。又経済の健全たる発達  
をいたしますためには、或る一部の  
私するやうな考へで以て提案いたした  
ならば、たとそその趣意がよくあつて  
もこれは行われぬのが当然でありま  
す。即ち、この法律は、一に現在の日  
本の国情から考へてみて、日本の現在  
の薄弱なる経済の基礎から考へてみ  
て、これを強化するためにはこのくら  
いの法律の改正をいたさなければ日本

の国情に適しない。日本の国情に適  
せしむるためには、この程度の改正は  
必要と考へて提案いたしましたのであ  
りまして、独占資本のためにのみ考へたこ  
とでは毛頭ないのであります。この点  
はよく御了承を願いたいのでありま  
す。(結果は同じことだ)と呼ぶ者あ  
り)

仔細は関係大臣から御答弁いたしま  
す。(拍手)

〔国務大臣岡野清濤君答へ、拍手〕  
○国務大臣(岡野清濤君) お答え申上  
げます。

第一の点といたしましては、日本の  
経済の特質と実態はどうかというよう  
なお話であります。これは一言にし  
て申上げますれば、御承知の通りに、  
日本の経済は非常に底が浅い。ござい  
まして、僅かの波にでもすぐ覆つてしま  
うといふやうな実態でございます。そ  
ういたしまして、又もう一つは、設備  
なんかもやはり近代化してございま  
せん。そういう意味におきまして、我々  
といたしましては、波が来てもすぐ覆  
らないようにしたいのは山々でありま  
すけれども、これを、若し波が来たと  
きは、こういうカルテルでも或る程  
度許しまして、そうしてそれを防いで  
行くこと、又近代的の合理化をして行  
くためには、我々といつたしまして努力  
して行きたいと、こういう考へて実は  
作つて来たわけでありまして。

それから、不況カルテルにいたしま  
しても、合理化カルテルにいたしまし  
ても、これを認めます場合には、もう  
前提条件として非常に厳格に定められ  
た条件がございまして。主務大臣の認可  
も、不況の克服という点、それから  
合理化の達成という点、必要最小

昭和二十八年七月八日 参議院會議録第十九号 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(越前説明(前会の際))

限度にとどめる考えでございます。又、一旦認可をいたしましたも、若しこの不況の状態がなくなりましただけのことばかりならば、即座にこれの取消を命じまして、そうして弊害の出ないように運用して行きたい、こう考えております。

それからアウトサイダーの問題でございますが、これは私の考えでございます。有力量なアウトサイダーというものがあつては効果も著らんだらうという御趣旨であらうかとも存じます。併し私は、そういうような事業者がやはりその不況カルテルのときに加わるからであるのでございまして、むしろ私もいたしましては、その自由自在に脱退し又加入することができるといふ事項によりまして、一般の見ましてそういうことのないようにやつて行きたい、こう考えております。

それから不当な事業能力の較差の排除の規定をやめたのでございますが、私どもの考え方といたしましては、非常に有力なる企業があるという形だけを禁止するとか、そういうようなことをいやるということ、私は、私は余りに形式的に行き過ぎたものではないかと思ひます。若し、非常に力のつく企業になりたいために、不正な取引をするとか不当な庄迫手段をとつてそういうふうになつて行くということは、それは絶対にやめさせなければならぬ。これはほかの方面に規定してございすから、今、形の上において事実上相当大きな企業があるから、その企業はけしからんということは、私はとりたくないと、こう考えます。

それから認可権の問題でございますが、これが御承知の通りに、日本の産業政策全般の責任は、やはり通産大臣が持つておるのであります。不況になつたり、又合理化を促進しなければならぬというものは、やはり一國経済の自立のためには、通産大臣は全責任を以てこれに当らなければならぬ。そういう場合におきましては、やはり我が国の判断を下さなければならぬ。又十分なる慎重なる研究もいたしましては、この通産大臣の責任上、一体、不況カルテルを作つていのかどうか、又合理化カルテルを作つていのかどうかというものは、最も産業の内容に通曉しております通産大臣が認可をする、併し、一方、公取委員会におきましては、いわゆる法の根本精神といふものを、これを十分守らなければならぬ。それが責務でございますから、その意味におきまして、我々が一方的にするのじやなくて、公取委員会は、そういう法の精神を守るといふ意味から、慎重にこれを研究する。そこで我々もいたしまして、認定がなければ認可はできません。その点におきまして、両々相持つて、この不況カルテル、合理化カルテルを慎重にやる。同時に、国益に即ちし、法律も又守つて行きたいと、こう考えておりますから、御了承願ひたいと思ひます。

が、これは御承知の通りに、日本の産業政策全般の責任は、やはり通産大臣が持つておるのであります。不況になつたり、又合理化を促進しなければならぬというものは、やはり一國経済の自立のためには、通産大臣は全責任を以てこれに当らなければならぬ。そういう場合におきましては、やはり我が国の判断を下さなければならぬ。又十分なる慎重なる研究もいたしましては、この通産大臣の責任上、一体、不況カルテルを作つていのかどうか、又合理化カルテルを作つていのかどうかというものは、最も産業の内容に通曉しております通産大臣が認可をする、併し、一方、公取委員会におきましては、いわゆる法の根本精神といふものを、これを十分守らなければならぬ。それが責務でございますから、その意味におきまして、我々が一方的にするのじやなくて、公取委員会は、そういう法の精神を守るといふ意味から、慎重にこれを研究する。そこで我々もいたしまして、認定がなければ認可はできません。その点におきまして、両々相持つて、この不況カルテル、合理化カルテルを慎重にやる。同時に、国益に即ちし、法律も又守つて行きたいと、こう考えておりますから、御了承願ひたいと思ひます。

出しませんのです。併しながら、只今農家が高い確安を買つておるといふことは、私は輸出をしたために高いものを転嫁されておるとは考えません。御承知の通りに価格と申しますのは、生産数量が多量になればなるほど安くなる。若しこれを輸出をやめてしまひまして、そうして国内だけの需要に充てるだけの生産にしたら、只今の物価よりよほど高くなると思はれております。ただ問題は、国内における価格と、それから最近よつと例になつた外に出血輸出をいたしましたのと比べてみると、その点がお話のようないとお聞きになる点もないことは、ないと思ひますが、併しこれは概括論で申しますれば、多量にできるから、即ち出血輸出をしましても、あれだけ作つておるから、只今の程度で国内の供給ができる、こう考えております。(拍手)

〔國務大臣保利茂君登壇、拍手〕  
○國務大臣(保利茂君) 大体通産大臣から只今お答えいたしましたところによつて尽きと思ひます。要しますのに、昨年来のいわゆる出血輸出の損失が内地農民のほうに転嫁せられておるのじやないかと、そういう価格上の農民から言へば疑念がある。それに対してどうやつて行くのだという話は、御尤もだと思ひます。従ひまして、肥料対策委員会の答申もほぼまとりました。その中でも、私は、そういう適正な安定価格政策を強くつて行きますために、どうしても最小限、生産コストの調査ができますように、今国会中に法的措置を講じたという考えでおります。(拍手)

御質疑がございましたが、最初に、カルテルを認めると、それが突破口になつて独占禁止法が骨抜きになるのではないかと御質疑がございました。が、今回の改正案によつて認められまするカルテルの範囲は極めて狭いのでございまして、財界の一部からは、もつと大幅に緩和して欲しいといふような要望もございましたが、それとは甚だ違つた線で、このカルテルの運用が認められております。その意味におきまして、これが突破口となりましてカルテルがあらにもこちらにもできないといふようなことは絶対にないと考えております。

なお、一旦認可した後いろいろ弊害が生じた場合にどうするかといふようなお話でございますが、この点は、認可をいたしました際にも、アウトサイダー、関連業者或いは消費者の利益を害しないように、十分な法律上の要件が規定してございまして、先ずその点で不必要なカルテルができないようにいたしますと同時に、許しましたる後におきましても、いろいろ弊害が出て参りますれば、その場合には、通産大臣も、又公正取引委員会からも、この取消の手續ができるというふうなふうになつております。要は、法律はそういうふうになつてきておつても、現実に法律の通りに行われるかどうかといふ点にかかると思ひます。その点につきましては、この法案が若し成立いたしました場合には、我々もいたしまして十分の注意をして参りたいと考えております。

なお、肩鉄の購入問題につきまして御言及がございましたが、今回の合理化カルテルの一部といたしまして、肩鉄の購入に關しまして或る程度のカルテルを結ぶことのできるものが予定されておりますが、現にこの肩鉄の購入に關しましていろいろ問題がございまして、公正取引委員会におきましては、すでにその問題を取上げまして、いろいろ調査をいたしてあります。改正法におきましても、肩鉄の購入を無条件に認めるわけではないのでございまして、十分に調査をいたしまして、改正法の結果と脱み合せまして適当な処置をいたしたいと考えております。

次に、株式保有、役員兼任に關して非常な緩和をした結果、いろいろ弊害がありはしないかといふお話でございますが、この点も、今までの我々の実務上の感覚からいたしまして、この改正案程度の緩和をいたしまして、差支えないといふふうに考えまして、あの程度の緩和をいたした次第でございす。この点も、今後届出制度等を十分に活用いたしまして、弊害の知らぬようにはいたしたいと思つております。

不当な事業能力の較差の排除の規定を削りましたのは、先ほど通産大臣から申しましたように、これはアメリカにも実はないところの規定でございす。アメリカの判例によりまして、事業の大きいことそのものを違法とすることはできないといふことになつておるわけでございます。結局その大きいことが独占に繋がつて参るし、或いはその大きい故に他の産業を庄迫して行くといふ危険性があるわけでございます。その大きいことをやめまして、取上げるということをやめまして、今回の改正によりましては、結局、独占に行きますればそちらの第三条によ

つて処理いたしまするし、なお今回の改正の中には、経済力を濫用いたしまして他の事業を圧迫する事柄に対しましては、「不公正な取引方法」の中において特に考慮をいたしまして、只今較差の規定を取りましたことにより生ずる或る面の手当をいたしたわけでございます。

最後に、カルテルの認可の問題でございますが、これは最初公正取引委員会が作り出した案は、すでに御承知の通りに、所管大臣の意見を尊重して公取みずから認可をいたすという事になつておつたのでございまして、先ほど申されるような通産省のほうの意見もございまして、結局最後に政府の最高官廳部とこの改正案の公正取引委員会といたしましては、通産大臣の認可の前提といたしまして公取の認定というものを絶対の要件としたしておりますし、或いはカルテルの変更を命じ或いは取消を命じます場合も、すべて公正取引委員会の認定を前提といたしておりますので、我々の立場よりいたしますカルテルによる弊害の除去には、これで十分だと考えております。(拍手)

〔岡田宗司君発言の許可を求め〕  
○議長(河井彌八君) 岡田宗司君。  
〔岡田宗司君登壇、拍手〕  
○岡田宗司君 吉田総理大臣にお伺いしたいのでありますが、只今の御答弁によりますと、先に占領時代に独占禁止法が制定されました、これによつて日本の経済組織が根本的に覆えされた、非常な行き過ぎだからこれを直すのだ、こういう御説明であつたのであります。日本の戦前の経済組織、

特に戦争中のなに等を見ておりますと、日本におきましては御承知の通り、三井、三菱そのほかの大財閥がある。そして又通産大臣の言われる、底の浅い経済であつたにもかかわりませず、巨大なカルテル、トラスト、コンツェルンが支配しておりましたことは、紛れもない事実であります。これが日本の経済組織であつたのであります。これが根本的に覆えされた、それが悪い、だからこの法律を直すのだ、こういうことになりまして、やはり根本精神は、財閥、カルテル、トラストの支配を許す、これを基礎にしたところの日本の経済組織に復元するのだという事を意味しているのだ。(拍手)首相はそういうお考えでこの改正案を出されたのかどうかということをお伺いしたい。

それから、只今公正取引委員のお話を聞いておりますと、公取委員会の方で作り出した最初の案は、やはりカルテルの認可の問題につきましても、これは公取委員会であるというふうなお話だつた。ところが、上のほうへ行つて、閣議か何かで、急にどうも主務大臣の認可ということになつたのは、法体系を乱すも甚だしい。一体何のためにそういうふうに通産大臣に認可権を与えるようにせられたか。この閣議におきまして、そういうふうなきめられたら、法的根拠をお示し願いたいのであります。

〔岡田宗司君発言の許可を求め〕  
○議長(河井彌八君) 岡田宗司君。  
〔岡田宗司君登壇、拍手〕  
○岡田宗司君 吉田総理大臣にお伺いしたいのであります。先ほど御答弁によりますと、独占禁止法が制定された、これは日本の戦前の経済組織、非常に行き過ぎだからこれを直すのだ、こういう御説明であつたのであります。日本の戦前の経済組織、

は、日本の軍、兵力、戦争、戦力の回復というよりは、むしろ戦後における日本の経済競争を恐れる向きが相当あつたのであります。独占禁止法等も、禁止法制定者のうちには、戦後における日本の経済回復若しくは国際貿易上の競争というふうなことを考えに入れておつた人もあろうかと考えます。現にそのためには、日本の経済……そのためにはやはり言へませんが、戦後日本の経済力は誠に薄弱な、基礎の脆弱なものであつたことは、これは事実であり、又、現在日本の貿易における将来についても御懸念がある通り、日本の貿易の前途に対しては幾多憂うべきこともありますが、その一つは、日本の競争力が強固でない、或いは又、日本の競争力が幾多の支障を戦後において生じておつたというその原因の一つも又、独占禁止法等による日本の経済の破壊、と申しては悪いかも知れませんが、戦前のことと異なる力な力なかつた。力がない、基礎がないという事実は、事実として認めなければならぬのであります。故にそのために独占資本を復活せしめようという趣旨ではないのであります。即ち独占禁止法の行き過ぎを是正するといふだけの話で、そのために独占資本を復活せしめようという事は、政府の考へておられないところでありませぬ。

〔岡田宗司君発言の許可を求め〕  
○議長(河井彌八君) 岡田宗司君。  
〔岡田宗司君登壇、拍手〕  
○岡田宗司君 吉田総理大臣にお伺いしたいのであります。先ほど御答弁によりますと、独占禁止法が制定された、これは日本の戦前の経済組織、非常に行き過ぎだからこれを直すのだ、こういう御説明であつたのであります。日本の戦前の経済組織、

ごさいませぬが、「(通り)」と呼ぶ者あり。これは先ほど私が申し上げましたように、日本の産業経済の全責任は私が持つておりましたが、公正取引委員会というものは、法律的に独占禁止といふことをいたしまして、そしてこれを日本の経済が独占化しないようにやつて行こうという、法律を守つて、これで行こうという、そうしますと、我々といはしましては、先ず第一に、経済の不況であるとか、合理化しなければならぬといふようなことの判断から、又、していいか悪いかということはどうしても私の責任でやらなければならぬ。この意味におきまして私は認可権を持つべきであると思つて、又同時に、そういうことを今公正取引委員会のスタッフにおいて、一体、通産省と同じようなことができるかと言いますと、これはできないと思つておつたけれども、通産省は認可権を持つたけれども、これこそ独占して認可権を持つたわけではありませぬ。(狂人に刃物だ)と呼ぶ者あり公正取引委員会が十分なる法的根拠から見まして認定をしてくれなければできない次第でありますから、私は両方持つて国の産業が進んで行くと、こう考へてやる次第であります。

〔岡田宗司君発言の許可を求め〕  
○議長(河井彌八君) 岡田宗司君。  
〔岡田宗司君登壇、拍手〕  
○岡田宗司君 吉田総理大臣にお伺いしたいのであります。先ほど御答弁によりますと、独占禁止法が制定された、これは日本の戦前の経済組織、非常に行き過ぎだからこれを直すのだ、こういう御説明であつたのであります。日本の戦前の経済組織、

この前の法案では通産大臣に認可権がなかつたのを、今回の改正案におきましては認可権を通産大臣が持つていふことになつた、これについてどういふふうな経緯かといふふうな御尋ねで

〔岡田宗司君発言の許可を求め〕  
○議長(河井彌八君) 岡田宗司君。  
〔岡田宗司君登壇、拍手〕  
○岡田宗司君 吉田総理大臣にお伺いしたいのであります。先ほど御答弁によりますと、独占禁止法が制定された、これは日本の戦前の経済組織、非常に行き過ぎだからこれを直すのだ、こういう御説明であつたのであります。日本の戦前の経済組織、

昭和二十八年七月八日 参議院會議録第十九号 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(岡田宗司君(前会)の議)



国際市場価格の低落にもかかわらず、日本商品は、綿糸、人絹、スワ糸、鉄鋼、アルミ、硫安等、順次相場は高騰し、このため従来世界的に割安であった繊維製品の幅は大きく縮小され、重化学工業製品の割高の幅は更に大きくなりつつあります。かくのごとくして、比較的割安のものであった綿糸布、人絹糸等においても、国際競争に敗るに至っております。三、四カ月前であつたと思ひますが行われた台湾における綿糸の国際入札においては、日本が五二・五セント、イタリアが四二セント、香港が四四セントで、日本品を著しく下廻りましたし、又インド向け人絹糸輸出においても、イタリア人絹糸は日本の輸出価格をポンド当り一〇セント以上も下廻る価格で引合ひを出し、日本は敗北してゐる実例があります。而してこの傾向は順次顕著になりつつあると見られるのであります。ここに政府はこれらの国際競争の現状に対しまして、独禁法を改正することによつて一体どう対処しようといふのであるか。具体的に一つこれを承りたいのであります。即ち、硫安のごとく、海外にはダンピングをやつて、その値をいろいろ理窟を付けてみて、結局、国内価格の吊り上げによつて消費者大衆に負担を転嫁せんとするものと思はれるのであります。その点を明瞭にお伺ひいたしておきたいと思ひます。

次に第四は、日本における独禁法の大幅改正が行はるるに當つては、日本のガット加入がいよゝ困難になるといふ点についてであります。日本のガット加入については、なかゝゞ円滑に進んでおらず、今後なお一年くらいを要するであらうと見られております。特にイギリス等を初めとする諸国は、日本における独禁法改正の経過を静かに注目し、若し大幅改正を行へば、これを口実に日本の加入を阻止せんとしていると思はれております。この点に關する政府の見解を、これは通産大臣から承りたいと思ひます。

第五番目に、私は、政府がどうしてもこの独禁法を改正せんとするならば、同時に的確な中小企業対策というものがなければならぬと思ひます。今日、中小企業業者や農民、消費者大衆が、衣類や、肥料や、砂糖や、その他の物資を通じて考へておりますことは、政府は独占資本と馴れ合つて、今日の独禁法下におけるおびただしい且つ重大なる違反事件を黙殺して、政治的に力の弱い公取委員会に圧力を加へ、このまま手を着けずに済ませ、ここで独禁法を大幅に改正して骨抜きにしてしまひ、只今の點過してゐる違反事件をすべて合法化せんとしているものである、こゝろ見えておる。目の利を迫つてやまないところの企業家、財界人の執拗な強要に屈して、この改正案を再び提出して參つたと思ひます。若し、そうでない、独占資本との馴れ合いで出したのではないと言はれるならば、私はここに、同時に、少くとも的確なる中小企業対策だけは提案されて參るべきものである。即ちカルテルが行はれる場合には、それはどうしても基礎部門に独占が上ることになつて、それが加工業者等に中小企業業者を圧迫するに至ることは見やすいところであり、現に今日でもすでに、前述いたしました通り、その圧迫を受けて困難をいたしておるのでございませぬ。政府がここに於てこの改正案を通さうといふのであるならば、同時に、如何なる中小企業対策を有するものであるか、お伺ひいたすものでございませぬ。

最後に簡単に伺ひたいと思ひます。経済審議庁長官にお伺ひいたします。御承知のごとく、独占利潤を伴わぬ、或いは独占利潤を目標としない、單なる合理化、組織化のための独占資本というものは、私はあり得ないと思ひます。そこで、独占の持つ合理的な面、即ち組織化された力によつて能率を上げ、労働生産性を高めて行くところの、この合理的な面は、勿論我々も認むるものでございませぬが、それが独占利潤を伴つて、ために公共の福祉と国民経済の總合的円滑なる運行を妨げることに至る矛盾を見逃すことはできません。従ひまして、この間の矛盾を避けて、独占の持つ合理的な面と公共の福祉とを両立せしめるためには、一歩進んだ新しい経営の組織が必要となつて来るのであります。……

○藤原(河井彌八君) 永井君、時間が切れました。  
○永井(河井彌八君) それは即ち、産業の社会化によるよりほか、好むと好まざるにかかわらず、他に途がない、こゝろ考へるのであります。この点から考へまして、政府の今度の改正案は私は逆行である、こゝろ考へておられますが、……

○藤原(河井彌八君) 永井君……  
○永井(河井彌八君) この点を審議庁長官からお伺ひしたいと思ひます。時間が超過して恐縮でございませぬが、これで質問を終ります。(拍手)

「國務大臣吉田茂君答覆、拍手」  
○國務大臣(吉田茂君) お答えをいたします。  
経団連の意見書なるものは政府は必ずしも賛成をいたすものではないのであります。即ち補助金政策は政府のところが反対いたしておることはしづゝ申す通りであります。資本の蓄積は結構であります。兵器生産に關する意見については、政府は直ちにこれを採用することはできません。そこで、独禁法の根本精神である経済の民主化、この民主化に原則に対しては、政府は決してこれを否定いたすものではないのであります。先ほども申した通り、独禁法は行き過ぎを是正するにとどまつて、その原則を堅持せんとする、或いは無視するとか、或いは否定せんとするものでないことは、しづゝ私が申した通りであります。(拍手)

○國務大臣(岡野清君) お答え申し上げます。  
資本の集中が非常にできつつあつて、そして又、昔の財閥が出て来るような情勢にあると、こゝろいふような御説でございませぬが、どうも、私、経済の実態から申しますと、そういう判断がつかないのでございませぬ。実は私は通商産業大臣といたしまして、ただ日本の自立経済を確立して行くには、何が一番必要かと申しますれば、貿易、特に輸出の振興ということが一番大事だと思つてやつておられます。ところが、これに対しては、な欠点もございませぬから直さなければならぬこととございまして、これを改善して行きたいと思ひます。その重要な一つ

に、日本の商社並びに生産者が弱体である、こゝろいふことが浮び上つて来るのであります。外国貿易と申しますれば、外国と相撲をとるわけでありまして、外国の生産者並びに商人と太刀打ちのできるようなものになつて欲しいといふことが、私の考へてございませぬから、その点、私は独占資本という言葉がどうかと思ひますけれども、そういうようなこととやなくて、正々堂々と実力が増加して行くといふことは最も望ましいことではないかと、こゝろ考へております。これは私の意見でございませぬ。

それから、今何か独禁法で今でさえ骨抜きになつておる、いろゝ脱法行為があるといふようなこととあります。私の聞いております範圍におきましては、何か公取委員会で只今御審議中であるとか、或いは化繊の問題がある等々でございませぬ。併し、ほかにはこの独禁法がそんなに脱法されて行かれておるとは私は考へておりませぬ。又実情はさうであらうと思ひます。

それと今度独禁法をこゝろいふやうに緩和して中小企業が非常に困るのじやないか、こゝろいふやうなお話でございませぬが、これは私は、今度の不況カルテル、合理化カルテルといふやうなものにつきまして見ましては、中小企業並びに一般の消費者を加へまして、もうこれで立つて行かないといふやうな不況が来たときには、やはりこれを救う途は今提案しましたやうな改正案で行くよりほかに方法がないのじやないかと思ひます。それから一面、私どもは、中小企業に対しては十分政府といたしまして心を用いてやつておることとございまして、従来まで金融の円

に、日本の商社並びに生産者が弱体である、こゝろいふことが浮び上つて来るのであります。外国貿易と申しますれば、外国と相撲をとるわけでありまして、外国の生産者並びに商人と太刀打ちのできるようなものになつて欲しいといふことが、私の考へてございませぬから、その点、私は独占資本という言葉がどうかと思ひますけれども、そういうようなこととやなくて、正々堂々と実力が増加して行くといふことは最も望ましいことではないかと、こゝろ考へております。これは私の意見でございませぬ。

それと今度独禁法をこゝろいふやうに緩和して中小企業が非常に困るのじやないか、こゝろいふやうなお話でございませぬが、これは私は、今度の不況カルテル、合理化カルテルといふやうなものにつきまして見ましては、中小企業並びに一般の消費者を加へまして、もうこれで立つて行かないといふやうな不況が来たときには、やはりこれを救う途は今提案しましたやうな改正案で行くよりほかに方法がないのじやないかと思ひます。それから一面、私どもは、中小企業に対しては十分政府といたしまして心を用いてやつておることとございまして、従来まで金融の円

に、日本の商社並びに生産者が弱体である、こゝろいふことが浮び上つて来るのであります。外国貿易と申しますれば、外国と相撲をとるわけでありまして、外国の生産者並びに商人と太刀打ちのできるようなものになつて欲しいといふことが、私の考へてございませぬから、その点、私は独占資本という言葉がどうかと思ひますけれども、そういうようなこととやなくて、正々堂々と実力が増加して行くといふことは最も望ましいことではないかと、こゝろ考へております。これは私の意見でございませぬ。

昭和二十八年七月八日 參議院會議録第十九号 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部を改正する法律案(藤原(河井彌八君)の說明)(前會の續)

昭和二十八年七月八日 参議院會議第十九号 私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案(前会)の議

消化とか又安定化、合理化、組織化といふような、いろいろな諸般の施策を進めておる次第でございます。その意味におきまして私は今後とも中小企業に対しては細心の注意と十分な援助をして行きたいと思つております。なお、この独禁法が改正されますにつきますと中小企業安定法も強化して行きたい。

この改正案は何か議員提出になつて出て来るのでございます。我々としても御協力申上げておる次第でございます。

それから綿糸布というお話でございますが、日本の産業で、コスト高、コスト高と外国と太刀打ちができないといふことの一般的の考えが出ておりますときに、やはり綿糸布、即ち繊維工業といふものはまだ国際競争力が残つておる。なぜこれが進展しないかといふ原因は、結局相手方が輸入制限をやつておるといふことなんです。これは輸入制限をやつておるためであつて、そうして国際競争力がないといふことじやないのでございますから、この点は私は見解を異にいたします。そのため、いろいろ外交交渉を通しまして、できるだけ向うの扉を開いてもらおう、こういうことに努力しておる次第でございます。

それからガットの加入の問題でございますが、これは私の見解では、イギリスも無論日本の経済情勢を注視しておることも事実でございます。併し、こ

の程度の独禁法の改正といふものにつきますと、ガットに加入させる、させぬといふような、大きな条件になる問題じやない、こう考えております。ガットの加入が遅れておりますのは、米国の関税政策といふものはどうなつて行くかといふことが、まあ唯一の原因のように私は考えております。

それから合理化の点につきまして、独占資本がますます大きくなつて行くのではないかと、いろいろなお話でございまして、今回の改正によりまして合理化いたしますところの方法としては、むしろこれは資本独占、いわゆる企業が集中するのではなくて、むしろお互いに協同して、お互いの機械設備とか何とかいうようなものを直して行きたい。例えて申しますれば、A、B、C、Dが皆一貫作業をやつておられます、それではばか／＼しいから、一つAの会社はこういうものを造ることになり、Bの会社はこれを運ぶとか何とかいうようなことにして分けてやる、即ち大きな意味の合理化でございまして、これによつて独占資本が強化されて行くとか何とかいふことは私は当らないと、こう考えております。

これを以て私の答弁といたします。(拍手)

〔政府委員横田正俊君登壇、拍手〕

○政府委員(横田正俊君) 最近の各業界におきます独占禁止法違反、或いはその疑いがある問題に対して、公正取引委員会が一向働かないではないかと、いろいろ御質問でございましたが、この点につきましては、いざれ委員会におきまして、現在公正取引委員会が調査いたしております問題を詳細に御報告申上げたいと思つております。

精紡、化学繊維、自動車タイヤ、過燐酸石灰、苛性曹達、薄板、線材、硫酸、石油、砂糖等の各業種につきまして着々調査を進めておられます、このうちで或いはすでに石油、スフ、自動車タイヤ等につきまして、正式の事件として取上げておられますし、或いは精紡、鉄の關係、硫酸、砂糖等につきまして、御承知のように警告という形式で一応の処置をいたしておられます。今後この調査を続けまして、今回の改正法の成立と睨み合せまして、(睨み合ふす必要はない)と呼ぶ者あり)適當の処置をとりたいと考えております。

〔八木幸吉君登壇、拍手〕

○八木幸吉君 私は、只今議題となりました独禁法改正案に対し、改進黨を代表いたしました若干の質疑を試みんとするものであります。

御承知の通り、この法律は、我が国が連合国によつて管理されておりました昭和二十三年三月、連合国司令部の指令によつて成立いたしましたものであり

まして、昭和二十三年七月公布されました事業者団体法と共に、いわゆる経済民主化を目的とする対日管理政策の一環をなしたものであります。併しなからこの法律は、六十数年の経過を辿りましたアメリカのアンチ・トラスト法を基とし、更にこれを体系化し、或る部分はむしろこれを強化したものでありますから、アメリカに比較して遙かに経済的基礎の脆弱な敗戦後の我が国の実情に副わぬのも又当然の帰結でありまして、却つて我が国の産業の発展を阻害するものとして、各方面の批評の対象となり、遂に今回の政府の改正案となつて現われましたのも、自然の成行きと申さなければならぬと思つております。反トラスト法の効果につきましては、多年の歴史を有するアメリカにおいてさえなお疑問を持つ学者もあられるくらいであります。我が国においてはこの独禁法の根本的改廃等を論議すべき時期ではありませんが故に、現在の段階においては、その實際に適合せざる部分を改正し、これを育成するといふ立場に立つて、質問を進めんとするものであります。

私の第一にお伺い申上げたいのは、この法律案の根本概念は何であるかといふこととあります。この法律によつて取締らんとするところは、企業の共同行為であるのか、又は公共の利益に反する行為であるのか、いずれかといふこととあります。この法律の目的

は、私の独占を禁止し、不当な取引を制限して、公正且つ自由なる競争を促進し、以て国民経済の発展を期せんとするのであります。この目的として掲ぐるところの前提は、取りも直さず、自由競争原理の上に立つて、公正且つ自由なる競争の制限は、すべて社会的罪惡なりとなし、独占や競争を制限する行為の形そのものを取締の対象として、その行為の内容や結果には触れず、その行為が社会に与える効果、即ちそれが公共の利益に反するや否やは問われない建前になつておつたのであります。然るに今回の改正案におきましては、一定条件の下に、不況カルテル、合理化カルテル等を認め、更に再販売価格の維持契約をも認むることとなつておられますから、独占禁止法の基本線は後退を余儀なくせられ、その性格の上の一つの大なる変化を生じたと思はざるを得ないのであります。

ここに於いて私は、本法の基本概念を、イギリスの独占及び制限慣行法のごとく、公共の利益に反するか否かを取締の基準となすことに統一して、この概念の下に一貫した法律の体系を立てることが妥当ではないかと信ずるのであります。これに対する主管大臣の御所見を承わりたいのであります。

第二点は、私の只今申上げました公共の利益に反するか否かを取締の基準とするか、或いは独占又は競争の制限等の行為そのものを取締の対象とする

は、私の独占を禁止し、不当な取引を制限して、公正且つ自由なる競争を促進し、以て国民経済の発展を期せんとするのであります。この目的として掲ぐるところの前提は、取りも直さず、自由競争原理の上に立つて、公正且つ自由なる競争の制限は、すべて社会的罪惡なりとなし、独占や競争を制限する行為の形そのものを取締の対象として、その行為の内容や結果には触れず、その行為が社会に与える効果、即ちそれが公共の利益に反するや否やは問われない建前になつておつたのであります。然るに今回の改正案におきましては、一定条件の下に、不況カルテル、合理化カルテル等を認め、更に再販売価格の維持契約をも認むることとなつておられますから、独占禁止法の基本線は後退を余儀なくせられ、その性格の上の一つの大なる変化を生じたと思はざるを得ないのであります。

ここに於いて私は、本法の基本概念を、イギリスの独占及び制限慣行法のごとく、公共の利益に反するか否かを取締の基準となすことに統一して、この概念の下に一貫した法律の体系を立てることが妥当ではないかと信ずるのであります。これに対する主管大臣の御所見を承わりたいのであります。

かという事は、暫らく別問題といたしまして、公共の利益とは一体何であるか、その意義を法文の上で明確にする必要があると思つております。公共の利益と言へば、社会の通念に従ひまして、一見極めて明瞭のように考えられますが、事実は必ずしもさうではないのであります。本案においては、消費者の利益が直ちに公共の利益と考へているかのごとき感がありますけれども、公共の利益とは、単に一時的の消費者の利益だけではなく、長い目で見た国民経済全体の観点、即ち、消費者は勿論、生産者も流通部門その他の者も包含した社会全般の利益ということではなければならぬと思つております。又その国の現在置かれておる情勢に従つて、その内容は必ずしも一定不変のものであると申すことはできません。経済的に高度に発達してあるアメリカにおいて取締の對象となつておるものが、経済的發展の程度の低いヨーロッパにおいては取締の對象とならないことは、アメリカの反トラスト法とイギリスの独占並びに制限行法の内容の差異から見ましても、極めて明白な事柄であります。従いまして、再建途上にある日本の現状において、公共の利益とは如何なる内容を持つべきであるか、条文の上に明確に定義する必要があると思つております。この点に關し御所見を承わりたいと思ひます。

第三に私のお伺い申上げたのは、本法においては不況カルテルと合理化カルテルとを認めておるのでありますが、これら特定の場における企業者の共同行為は公正取引委員会に対する届出制度となし、その他の不特定の場合同行為についても、公正取引委員会が一般に公共の利益に反せずと認められた場合においては事前認可事項として認むることが、我が国経済の事情に適合するという主張がありますが、これに対する御意見を承わりたいのであります。

第四点は、企業者の共同行為を認むる範圍に關する問題であります。本法案によれば、協定の認められる業種は生産業者のみに限られておるのであります。販売部門に關しては何らの考慮が払われておらないのであります。従つて不況対策上万全を期することができません。これを綿糸布、スフ、絹、人絹等の織物業者に例をとつて申しますならば、戦前は、販売部門、特に卸売段階が金融的に充実していたがために、相場の不當なる暴騰暴落を抑制して、極めて弾力性ある市況を保持し得たのであります。戦後はこの段階が資力的に脆弱化したましたがために、実勢以上に市況を刺激する場合は少なく、且つ手形の取引を主体としたしておりましたために、不況時において最も深刻なる打撃を受け、これが中小企業にしわ寄せせられて、又

一面、卸売部門の投売、倒産等は、逆に生産部門にまで波及することとなつたのであります。従いまして、国民経済上効果ある不況対策を樹立するたためには、ひとり生産業者のみならず、販売業者にもその共同行為を認むる必要を痛感せざるを得ないのであります。政府はこれに對して如何なるお考えであるか承わりたいのであります。

第五点は、国際カルテルの問題であります。改正案第六条の規定は、国際カルテル加入の可否については極めて明確を欠くのであります。我が国民経済の発展に役立つ場合には国際カルテルに加入し得る規定を追加する必要はないか、お伺いする次第であります。

第六点は、公正取引委員会の構成に關する問題であります。現在はその構成は単に法律家のみに限つておられますが、産業及び経済の事情に精通する者並びに経済官庁の責任者等も参加せしめるの必要はないか、お伺いをする次第であります。

第七点は、貿易振興問題と本法との關係についてであります。本法案は、貿易カルテルの問題については、その詳細の規定を輸出取引法に譲つておりますが、企業者の共同行為の必要なことには、單に輸出貿易のみならず輸入業者にもひとしくこれを認むるの必要があるのではないか。これに關する立法措置を政府はお考へになつておるかをお尋ねいたしたのであります。

第八点は、本法の改正と中小企業者の安定に關する問題であります。本法の緩和は、大企業を助長し、中小企業に圧迫を加へ、その安定を脅かすものとして、中小企業者の常に憂慮するところでありましたが、政府はこれに對して如何なる対策をお持ちでありますか。現在の特定中小企業者の安定に關する臨時措置法を恒久立法として、且つこれを、手続の簡素化、運営の円滑化等により、業界の事情に適合するように強力に改正するの御意思はないかどうか、お尋ね申上げたのであります。

これを要するに、本法案は、独禁法をして我が国経済界の事情に即応せしめんとするものであります。が、ひとり大企業者の活動に便ならしめるのみならず、商業部門、中小企業者に關する対策の万全を期し、以て経済界全般としてのバランスのとれた振興に資するものたらしめんことを強く要望をいたしたして、私の質問を終りたいと思つております。岡野閣下より御答弁ありたいことをお願い申し上げます。(拍手)

○國務大臣(岡野清義) 御答へ申し上げます。

先ず第一に、カルテルのこれを届出制にしたらいじやないかというようなお説をちよつと伺いましたが、我々もそういうことも考へないではなかつたのであります。併し何と申しましたも、やはりこれは独禁法の本来の

例外であつて、日本の国民経済全体に影響がある場合に、あれで若し日本の経済を潰すというよりなことがあつては困るといふので、この不況カルテルと合理化カルテルとだけを取上げてやつたものであります。そういういたしますと、これは独禁法の趣旨によりまして、本當に国民経済上必要であるかどうかということも十分慎重に考へてやらなければなりませんので、それを勝手にやらせておいて、あとで弊害があつたからこれを取締るといふことは、私は独禁法の精神から言つてどうも承知ができないという考へで、今回改正案のような趣旨で直したわけでございます。それで申上げておきますが、やはり根本精神といたしまして、どうしても独禁法というものは、公正なる取引をして国民経済全般にいい影響を与えるという、こういうことがいいものだと思ひます。

それから、この不況カルテルでございますが、これは生産と有効需要が不均衡であつて生産過剰から来るものであります。非常にもその来かたが大きくなりまして、財界を潰す、即ち財界を潰すために、消費者を含めた社会一般の経済状況に非常な打撃を与えるとか、困難を与えるといふことがある。それを救うためのものであります。それから、まだ我々いたしましては、卸売や小売が、即ち価格の点をやらすといふことは行き過ぎじやないかと、こ

昭和二十八年七月八日 参議院會議録第十九号 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)(前會の続)

考えて、私は当面は必要がないもの  
と、こう考えております。

それから輸入業者の協定を認める必要がないかというよりなお話でございますが、これはお説と全く御同感でございますまして、海外競争につきましては、輸入価格を非常に吊り上げて日本人同士が競争して、日本人同士が損をしておる。延いては国民経済に非常な不利益を与えておる。こういうことがありますので、これは貿易上どうして何とかしなければならぬ。国会に出しておりましたか、これから出すのかと思ひますが、輸出入取引法案というもので、このお説のような趣旨に副いまして、輸入業者の協定を認めようと考えております。

それから中小企業につきましても、これはもう至極御同感でございますまして、中小企業がまあ心理的にも今度の独禁法改正につきましては非常に心配をされておる。又同時に、中小企業に影響を与えちやいかんということをおも心配をいたしておりますので、これは恒久法にすることにし、同時に内容も相当改善して行きたい。これは議員提出でお考えになつておるようでございますから、我々もいたしましては、それに御援助申上げましてやつて行きたい、こう考えております。

大体そういうふうなわけでございます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 木村福八郎君。

〔木村福八郎君登壇、拍手〕

○木村福八郎君 私は、三月四日にこの問題について一度質問いたしました。そのときには、私は質問をしつ放し、総理初め各大臣は答弁のしつ放しで、要領を得ませんでしたから、重ねて質問いたしたいと思います。

私は、この前、私的独占禁止法は経済の民主化の基本法であつて、経済憲法とも言うべきものであるから、この改正については、いわゆる憲法改正と同じくらい慎重さを以て行わなければならない。ところが今度の改正法案を見ると、総理の言われる占領行政の行き過ぎの是正を更に逸脱して、この法案の一番基本精神であるところの経済の民主化を逆行せしめ、そうして経済憲法に違反すると、こういうところまで来ておる。その観点から、一体、総理は経済民主化ということはどういうようにお考えになつておるかということをお私に質問したのであります。ところが総理は、経済民主化とは、自由な私企業の創意と工夫を尊重して、その間の公正な競争を確保することによつて国民経済の健全なる発展を期待する、そういうことが経済民主化の基本観念である、こう答へられておるのであります。これは一応総理としてのお考えであつて、私も一応その立場は尊重

いたします。で、私の経済民主化の考えは、この私企業の独占の排除と封建的な土地所有関係の排除、それから一般消費者の利益を考えて生産を行うべきであつて、資本の利潤を中心とした生産を行うべきではない。これが私の経済民主化の基本観念であります。一応、総理の、自由な私企業の創意と工夫を尊重して、そうして公正取引を確保することによつて、国民経済の健全な発展を期待すると、そういう規定の仕方に基きまして、現実においてすでに独禁法の違反が広汎に行われておる。これまで各議員の質問に対して通産大臣は、そういう事実がない、こゝう言いながら、公正取引委員長は、目下広汎にいろいろな各種業種に亘つて違反の嫌疑があるので、調査中である、こゝう言われておるんです。現実において、この自由な私企業の創意と工夫がすでに阻害されておる。非常な広汎なカルテルの結成或いは又独占企業の支配、こゝういふものがだん／＼進んで来て、自由な私企業の創意と工夫は阻害されておるんです。現実にそういうんだ。この点、総理はどういうふうにお考えになつておるか。総理の民主化の基本観念と現実はどういうふうな乖離しておるんです。そのところは矛盾を来たしている。この点、総理に重ねて伺いたい。

更に又、私は、岡野通産大臣は非常に無責任な答弁をされておると思ひます。現実には独禁法違反の疑いがないと、そういうことはないと言われながら、これは「金融財政事情」という通信の六月九日号であります。公取委員の事務当局の奥山という審査第二課長がこゝういふことを書いておるんです。「こゝういふようなカルテル的行為禁止規定違反被疑事件の實質的増加と、現実の違反事件の激減という相矛盾した現象は、自由競争原理を基調とする経済秩序の維持乃至促進を最高理念とする独禁法の内容の余りにも甚だしい変化を示すものといふべきではなからうか」、こゝう書いておる。ですから、今の現実はどういう状態で独禁法では賄えない状態にある。丁度今の憲法九条では、自由党の総理の言われる、再軍備が賄えない状態にだん／＼あると同じように、今の現実の事態は、誰が見たつて独禁法に違反してないといふことは、常識上考へたつて言えないのです。明らかに違反しているのです。この点、私は、公取委員長も、国会の答弁がそれで済めばいいという考えではなく、又岡野通産大臣もそういう無責任な私は答弁をさるべきではない。更に又、企業の合理化の点についても、先ほど、これによつて中小企業が被害をこうむるのじやないと言いますが、政府の今の合理化の基本観念は優秀企業を中心として整理して行こうというのじやありませんか。いわゆる生産費、バルク・ラインを引上げて、低生

産費企業に集中して行こう、これが合理化の精神である。ですから中小企業を整理するといふことが前提になつてゐる。この独禁法改正はそれに対する一つの基礎を与えるものである。こゝういふ観点から、この独禁法改正はこれは非常に重大な問題があると思ひます。この点について私は、通産大臣、それから総理に対して、現実はずに総理の言われる経済民主化の観念を、根本精神を覆してゐる、この点についての総理の御見解を伺いたい。更に、今度の改正案によりますと、一層これが助長され、第九条或いは第十條の改正によつて一層これはこの企業の独占的支配が非常に強化される。それから更に総理に対して、この前、独禁法の改正の根本精神について伺いましたが、総理は、独禁法制定当時の内外の経済事情と今日の経済事情とは相当違つてゐるので、我が国の産業を国際市場の現状に对应せしめるように改正したので。——ところが、現在は御承知のように国際市場の現状に即応せしめるためには、むしろ独禁法を緩和してはいけないのであつて、独禁法緩和によつて独占価格の吊り上げが行われれば、岡野通産大臣は、今政府の経済政策の根本は輸出増進で行つておる、それにはコストを下げなければならぬと言われるが、ところが緩和すると逆になります。コスト高になつて、輸出がますます困難になつて、結

局、出血輸出、そうしてその犠牲を国内の独占価格の引上げによつてカバーする、いわゆる飢饉輸出の犠牲を独占価格の吊り上げによつてカバーする事象が起るのであつて、私はこの点はいわゆる自立経済政策を矛盾している。この点、私は総理にもお伺ひしたい。今、自由党内閣の一番重要な自立経済政策と矛盾する。この点、総理は矛盾しないとお考えかどうか。

次に通産大臣に伺ひたいのですが、この前の法律案を出して来たときと、今度出して来たときと、その改正の緩和の程度が更に拡大されているのです。これは一体どういふわけか。例えば再販売価格維持契約、いわゆる定価売り、これが今度は強制になつて来ています。それから不況カルテルについても、前は共同行為程度であつたが、今度は合理化カルテルについて生産分野協定を認める。前の改正案よりも更に緩和の程度が拡大している。これはどういふわけか。そういうふうには拡大するようになつたか。これは私は、一層合理化を促進せしめる、つまり中小企業の整理を前提とする優秀企業中心の合理化を一層促進せしめるために、こういう前の改正案よりも更に緩和の程度を拡げた改正を出して来たと思ふのですが、この点について伺ひたい。

ておるのであつて、カルテルその他をこれは認められないことが前提になつております。そこで、MSAを受けるときにアメリカからの域外調達によるそういうものはこれから除外されるのか。除外されるとなると、そういうアメリカからの兵器生産は除外されて、その他の企業について、カルテル、独占価格の引上げが認められると、非常に高い原料を使つてアメリカの域外買付は非常に安く作られる。いわゆる出血受注がそこにはつきり出て来るのです。このMSA五百十六条との関係、それから今度の通商航海条約との関係、この点について伺ひたい。

それから最後に大蔵大臣に伺ひたいのですが、金融会社の持株可能限度を五割から一〇割に引上げ、更に認可があれば更に余計持つてもいいということになつておりますが、これは金融の独占支配をますます強化するものと思ふのですが、この点について大蔵省側から伺ひたいのと、もう一つ、政府はこれまで特需といふものは輸出である、輸出であると言つていた。輸出であると言ふならば、特需が輸出であるならば、どうしていわゆる輸出取引法によるところのカルテルの結成ができないか。通産省ではこれは輸出ではないと言つておる。

○木村八郎君(議) もうこれで終ります。輸出であるとして、これは輸出取引法によつてカルテル結成ができる。ところが輸出でない、こう言つておる。そのところに矛盾がある。その点について最後に伺ひたい。時間を超過して恐縮でございますが、これを以て終ります。(拍手)

○國務大臣(吉田茂君) お答えをいたします。このたびの改正は日本の現在の実態に即ちうに改正をいたしたいと考へるのでありますから、この改正によつて日本の自立経済の達成せられることは当然であると思つております。又独占法の原則である経済の民主化という原則については、先ほども申す通り動かす考へはないのであります。その行き過ぎを是正するといふ点にあるのであります。基本原則である経済の民主化という原則を動かす考へはないといふことはしばしば申し上げた通りであります。(拍手)

配で、あの不況カルテルを作つたものでありまして、何も彼も独占になつて来るといふようには私は考へません。それから通商航海条約と矛盾するのではないかと、公正な競争原理を見ますといふと、公正な競争原理を尊重しなければならぬ、こう書いてございます。併し世界の情勢を見ますといふと、現在独占禁止法の行われております国は、米國が一番強いのでございまして、日本、西独、英国、カナダなど少数の國でございまして、特に日本は、経済力の微弱なるにかかわらず、非常に強大なる、米國の反トラスト法と同じような、或いはもつと厳格なものではないかと、こういうふうに考へられますので、日本の経済の事情から見まして、少し行き過ぎておる。その点におきまして、イギリスの独占規制法とか、カナダの企業結合査察法とか、西独の競争制限防止法というふうなものも、日本の現行独占禁止法に比べて非常に寛大であります。そこで今度國民経済の全体の面から見まして、不況カルテル、それから合理化カルテルという面を改正したわけでございます。無論、精神をいたしましては、公正な競争を促進するところの独占法の精神は、これは十分尊重して、そうしてただ一方に日本の経済の運行に役立つようにやつて行くといふわけでございますから、航海条約におきましても、公

○國務大臣(岡野清君) お答え申し上げます。今度のカルテルの例外を設けましたことについて、これが独占化に役立つのではないかと、これは私は、生産過剰といふものによつて業者がたゞ倒れて行きやせんか、こういうことが心配で、あの不況カルテルを作つたものでありまして、何も彼も独占になつて来るといふようには私は考へません。それから通商航海条約と矛盾するのではないかと、公正な競争原理を見ますといふと、公正な競争原理を尊重しなければならぬ、こう書いてございます。併し世界の情勢を見ますといふと、現在独占禁止法の行われております国は、米國が一番強いのでございまして、日本、西独、英国、カナダなど少数の國でございまして、特に日本は、経済力の微弱なるにかかわらず、非常に強大なる、米國の反トラスト法と同じような、或いはもつと厳格なものではないかと、こういうふうに考へられますので、日本の経済の事情から見まして、少し行き過ぎておる。その点におきまして、イギリスの独占規制法とか、カナダの企業結合査察法とか、西独の競争制限防止法というふうなものも、日本の現行独占禁止法に比べて非常に寛大であります。そこで今度國民経済の全体の面から見まして、不況カルテル、それから合理化カルテルという面を改正したわけでございます。無論、精神をいたしましては、公正な競争を促進するところの独占法の精神は、これは十分尊重して、そうしてただ一方に日本の経済の運行に役立つようにやつて行くといふわけでございますから、航海条約におきましても、公

正な競争の趣旨には反するものではないと私は考へております。又MSAの問題でございますが、相互安全保障法の中に、御説のように、被援助国の自由競争を促進させるような方法で援助しなければならぬ、こう書いてあります。併しこの点におきましても、日米航海条約の場合と同じような見地から、MSA援助を仮に受けるといたしましたも何ら矛盾を来すものではないと、こう私は考へております。それから先ほど私が違反が余りないじやないかと、ちよつと、こういうふうなところがある、こう申し上げましたところが、公取委員長の方でいろいろお調べになつておる、お調べになつた話になりまして、私の答弁が無責任だと、こういうふうなお話でございますが、私は被告をそのまま罪人と認めるという事は、法治國である以上は、認めるのではなくて、公取が審判して、そうして如何にもそうであるといふのが数たくさん出て来た場合に、違反があるといふことを判定いたしますけれども、嫌疑で公取でお調べになつておる間は、私はないと考へております。(拍手)

○政府委員(愛知揆一君) 先ず特需と輸出の関係でございますが、国際收支上の問題といたしましては特需も輸出と相違はないといふ点につきまして、私どもも御指摘の通りと考へま

昭和二十八年七月八日 参議院會議録第十九号 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)(前会の続)

昭和二十八年七月八日 参議院會議録第十九号 農産物検査法の一部を改正する法律案

す。ただ併しながら、輸出取引法の目的  
といたしておきますところは、同法  
の第一条にありますこと、正常な輸  
出の場合における取引の秩序を確立し  
たしまして、これを通じて安定した海  
外市場の確保と発展を図ることを目  
標といたしてゐるのであります。これ  
に反して、特需の場合におきまして  
は、日本に貯留いたしました米軍需と  
いう極めて限られた特需の発注者を相  
手方とする取引でございますし、多  
くの場合その受渡は日本の国内で完  
了し、輸出取引法を目的とする正常なる  
輸出貿易とはおのずからその趣きを私  
は異にしてゐると考へるわけでござい  
ます。従つて、輸出取引法第五条の価  
格その他の取引条件については協定を  
認める規定が特需については適用せら  
れませんが、同法の目的とするこ  
ころから言ひまして、私は当然のこと  
かと考へる次第でございます。

なお、金融機関の持株の制限の比率が  
五%から一〇%に上げられてございま  
するが、この程度のことでございます  
るならば、御懸念のような金融資本が  
産業を支配するといふようなことはな  
いと私は考へるわけでございます。  
(拍手)

○議長(河井彌八君) これにて質疑通  
告者の発言は全部終了いたしました。  
質疑は終了したものと認めます。

○議長(河井彌八君) 日程第二、農産  
物検査法の一部を改正する法律案(衆  
議院提出)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。農林  
委員長片桐眞吉君。

〔審査報告書は都合により附録に  
掲載〕

農産物検査法の一部を改正する法  
律案

右の本院提出案をここに送付する。  
昭和二十八年七月四日

衆議院議長 堤 康次郎  
参議院議長 河井彌八君

農産物検査法の一部を改正する  
法律

農産物検査法(昭和二十六年法律  
第四十四号)の一部を次のように  
改正する。

第三条第三項中「前二項を」「前三  
項に」「売り渡す場合を」「売渡、売  
渡の委託又は加工の委託をする場  
合」に改め、同項に次の一号を加  
え、同項を第四項とする。

五 みずから消費する目的で大  
麦、はだか麦又は小麦の加工の  
委託をする場合

第三条中第二項を第三項とし、第  
一項の次に次の一項を加える。

2 大麦、はだか麦又は小麦の生産  
者は、その生産した大麦、はだか  
麦又は小麦の加工の委託をする場  
合には、その委託前に国の検査を  
受けなければならない。

第五条の次に次の一条を加える。  
(検査前の買受等の禁止)

第五条の二 米麦又は精米の売買取  
引(その仲立又は取次を含む)又

は加工を業とする者は、第三条第  
一項及び第二項の規定により国の  
検査を受けるべき米麦又は精米に  
ついては、生産者から当該米麦又  
は精米で国の検査を受けていない  
ものを買ひ受け、売渡の委託を受  
け、又は加工の委託を受けてはな  
らない。

第六条第二項に次の但書を加え  
る。

但し、災害その他やむを得ない  
事情により農林大臣が必要がある  
と認めるときは、公示の日から施  
行期日までの期間を短縮すること  
ができる。

第二十条の次に次の一条を加える。  
(罰則)

第二十条の二 農林大臣は、この法  
律の目的を達成するため必要があ  
るときは、農産物の生産者、販売  
業者、加工業者又は倉庫業者に対  
し、省令の定めるところにより、  
必要な事項の報告を徴し、又は当  
該職員にこれらの者の住居、事務  
所、事業所、倉庫その他必要な場  
所に立ち入つて調査をさせること  
ができる。

2 前項の規定により職員が立入調  
査を行う場合においては、省令の  
定めるところにより、その身分を  
示す証票を携帯し、関係人の要求  
があるときは、これを呈示しなけ  
ればならない。

3 第一項の規定による立入調査の  
権限は、犯罪捜査のために認め  
られたものと解釈してはならな  
い。

第二十二條第一号中「第三條第一  
項若しくは第二項を」「第三條第一  
項、第二項若しくは第三項」に改  
め、同条中第二号を第三号とし、以  
下一号ずつ繰り下げ、第一号の次に  
次の一号を加える。

二 第五条の二の規定に違反した  
者

第二十二條に次の一号を加える。  
六 第二十条の二第一項の規定に  
よる報告をせず、若しくは虚偽  
の報告をし、又は同項の規定に  
よる調査を拒み、妨げ、若しく  
は隠避した者

附則

この法律は、公布の日から施行す  
る。

〔片桐眞吉君登壇、拍手〕

○片桐眞吉君 只今議題となりました  
農産物検査法の一部を改正する法律案  
につきまして、農林委員会におきま  
す審査の経過及び結果を御報告申上  
げます。

本法律案は、農産物の検査を農産物  
取引の実態に即応せしめ、特に昨年六  
月麦類の統制廃止後において、麦類の  
取引事情に格段の変化を見、麦類は国  
の検査を受けなければならないことに  
なつてゐるにかかわらず、一部には未  
だ検査のままの取引が行なわれてお  
りますので、かような事態に対処いた  
すため、更に今次の雨水対策の一  
環といたしまして、麦類検査の規格の  
緩和を図り、政府において可及的に買  
入れしよとする趣旨から提出された  
のでありまして、これが骨子は大要次  
の四点であります。

第一は、現行法におきましては、大  
麦、はだか麦又は小麦等、麦類の生産  
者は、その生産した麦類を売渡し又売  
渡しの委託する場合にのみ国の検査を  
受けなければならないことになつてお  
りますが、これを改めまして、麦類の  
加工を委託する場合においても、自家  
用に供するもの以外はその委託前に国  
の検査を受けなければならないこと  
とした点であります。

第二は、現行法におきましては、検  
査は生産者のみを対象にしております  
が、これを改めまして、米麦又は精  
米の売買取引又は加工を業とする者  
も、国の検査を受けなければならない  
米麦又は精米で未検査のものを、その  
生産者から買受け、或いは売渡し又は  
加工の委託を受けてはならないことと  
して、検査の対象を流通又は加工業者  
にも及ぼすこととした点であります。

第三は、現行法におきましては、農  
林大臣は検査の規格を設定し、変更  
し、又は廃止しよとするときは、そ  
の施行期日を定め、その期日の三十日  
前までにこれを公示しなければなら  
ないことになつておりますが、併し過  
般の雨水害等、災害その他止むを得  
ない事情によつて農林大臣が必要があ  
ると認めるときは、公示の日から施行期  
日までの期間を短縮することができる  
こととなし、災害の実態に即応せんと  
するものであります。

第二十二條第一号中「第三條第一  
項若しくは第二項を」「第三條第一  
項、第二項若しくは第三項」に改  
め、同条中第二号を第三号とし、以  
下一号ずつ繰り下げ、第一号の次に  
次の一号を加える。

二 第五条の二の規定に違反した  
者

第二十二條に次の一号を加える。  
六 第二十条の二第一項の規定に  
よる報告をせず、若しくは虚偽  
の報告をし、又は同項の規定に  
よる調査を拒み、妨げ、若しく  
は隠避した者

附則

この法律は、公布の日から施行す  
る。

〔片桐眞吉君登壇、拍手〕

○片桐眞吉君 只今議題となりました  
農産物検査法の一部を改正する法律案  
につきまして、農林委員会におきま  
す審査の経過及び結果を御報告申上  
げます。

本法律案は、農産物の検査を農産物  
取引の実態に即応せしめ、特に昨年六  
月麦類の統制廃止後において、麦類の  
取引事情に格段の変化を見、麦類は国  
の検査を受けなければならないことに  
なつてゐるにかかわらず、一部には未  
だ検査のままの取引が行なわれてお  
りますので、かような事態に対処いた  
すため、更に今次の雨水対策の一  
環といたしまして、麦類検査の規格の  
緩和を図り、政府において可及的に買  
入れしよとする趣旨から提出された  
のでありまして、これが骨子は大要次  
の四点であります。

第一は、現行法におきましては、大  
麦、はだか麦又は小麦等、麦類の生産  
者は、その生産した麦類を売渡し又売  
渡しの委託場合にのみ国の検査を  
受けなければならないことになつてお  
りますが、これを改めまして、麦類の  
加工を委託する場合においても、自家  
用に供するもの以外はその委託前に国  
の検査を受けなければならないこと  
とした点であります。

第二は、現行法におきましては、検  
査は生産者のみを対象にしております  
が、これを改めまして、米麦又は精  
米の売買取引又は加工を業とする者  
も、国の検査を受けなければならない  
米麦又は精米で未検査のものを、その  
生産者から買受け、或いは売渡し又は  
加工の委託を受けてはならないことと  
して、検査の対象を流通又は加工業者  
にも及ぼすこととした点であります。

第三は、現行法におきましては、農  
林大臣は検査の規格を設定し、変更  
し、又は廃止しよとするときは、そ  
の施行期日を定め、その期日の三十日  
前までにこれを公示しなければなら  
ないことになつておりますが、併し過  
般の雨水害等、災害その他止むを得  
ない事情によつて農林大臣が必要があ  
ると認めるときは、公示の日から施行期  
日までの期間を短縮することができる  
こととなし、災害の実態に即応せんと  
するものであります。

第二十二條第一号中「第三條第一  
項若しくは第二項を」「第三條第一  
項、第二項若しくは第三項」に改  
め、同条中第二号を第三号とし、以  
下一号ずつ繰り下げ、第一号の次に  
次の一号を加える。

二 第五条の二の規定に違反した  
者

第二十二條に次の一号を加える。  
六 第二十条の二第一項の規定に  
よる報告をせず、若しくは虚偽  
の報告をし、又は同項の規定に  
よる調査を拒み、妨げ、若しく  
は隠避した者

附則

この法律は、公布の日から施行す  
る。

〔片桐眞吉君登壇、拍手〕

○片桐眞吉君 只今議題となりました  
農産物検査法の一部を改正する法律案  
につきまして、農林委員会におきま  
す審査の経過及び結果を御報告申上  
げます。

第四は、検査の目的の達成に資するため、農林大臣は関係者から報告を徴し又は立入調査を行うことができることとしたとするものであります。

委員におきましては、提案者代表及び政府当局との間に、未検査のまま取引された麦類の数値、未検査の取引が行われるに至つた原因、公示期間短縮の実施方法、本年の雨害及び水害による罹災麦類の規格及び政府買上げ、或いはこれが救済策、麦類の検査手数料とその予算的措置、或いは寒冷地帯に於ける農家その他零細な麦作農家に対して一律に強制検査を行うことの可否等、諸般の問題について質疑が行われたのであります。これが詳細については会議録に譲ることを御了承願いたいたのであります。併しその主要なる点についてこれが概要を申述べますと、「農産物検査は、その趣旨とするところは、農産物の生産者及び消費者に対するサービスにあるものと考えられる。従つて現行法にある生産者に対する罰則についてもすでに問題があるところであるが、今回の改正によつて、更に売買取引業者及び加工業者に対しても罰則を以て処置せんとしているもので、真に必要があればこれも止むを得ないことであり、又従来のように、生産者だけを処罰するやり方には不公平があるのであるが、これに関連して未検査の取引が増大するに至つた原因はどこにあるか」との質問に對し

て、「検査手数料の高かつたこと、或いは検査場所が限定されていたことにも由来するが、更に、麦の産地においては製粉会社或いは精麦会社が多く設けられておりまして、これが政府の買入価格を上廻つて麦の買入を行い、遂には未検査のものでも買入れをするという安易な取引が行われ、或いは生産者が仲介人の甘言に惑わされて、又農業協同組合に出荷すれば麦の代金は農業手形の借入金と相殺される等のため、農業協同組合に對する出荷を減ることとなり、大局的見地からは不利とはなりません。併し一時的な利益を追つて未検査の取引が行われるに至り、昨年産麦は、取引数量二千億のうち、その二〇%、約四百億が未検査のまま取引せられたと推定され、今回検査手数料を引下げ等の対策を講ずると共に法制的措置をとることとした」旨の答弁があり、又「麦類の検査手数料は、従来一俵当り二十四円でありましたが、最近これを十四に引下げた」との説明に對して、検査費の収支関係及びこれが予算的措置が買入れられて、これに對して、「一俵当りの検査手数料は半減されましたが、一方未検査のもの防止等のため検査数量が増加することとなり、結局において一億二、三千万円の歳入減となると思われ、これは食糧管理特別会計全体の問題として処理したい」旨の答弁があり、これに對して、農産物検査の費用

のごときは一般会計を以て負担し、検査機構の縮小を来たすことがごときことのないよう強く主張されました。又雨水害の被災麦の検査及び政府の買上措置が究明せられ、これが救済について遺憾なからしめるよう要望されました。

かくて質疑を終り、討論に入りまして、この結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八君) 日程第三、食品衛生法の一部を改正する法律案、(内閣提出)

日程第四、と畜場法案

日程第五、民生委員法の一部を改正する法律案、(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。厚生委員長堂森芳夫君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

食品衛生法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和二十八年六月十三日

内閣総理大臣 吉田 茂

食品衛生法の一部を改正する法律案

食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第七項中「製造し」の下に「輸入し」を加える。

第四条中「製造し」の下に「輸入し」を加える。

第五条中「その他の物をいう。」を「その他の物をいう。以下同じ。」に改め、同条に次の一項を加える。

獣畜の肉及び臓器は、輸出国の政府機関によつて発行され、且つ、前項の省令を以て定める疾病にかかり、若しくはその疑があり、又はへい死した獣畜の肉又は臓器でない旨及びと殺年月日その他省令を以て定める事項を記載した証明書又はその写を添付したものでなければ、これを食品として販売の用に供するために輸入してはならない。

第六条中「製造し」の下に「輸入し」を加える。

第七条第二項中「添加物を販売し」の下に「若しくは輸入し」を加え、「その規格に合わない食品若しくは

添加物を製造し」の下に「輸入し」を加える。

第九条中「製造し」の下に「若しくは輸入し」を加える。

第十条第二項中「販売の用に供するために製造し」の下に「若しくは輸入し」を加える。

第二十二条中「都道府県知事」を「厚生大臣又は都道府県知事」に改め、「当該官吏」を「当該官吏員」に改める。

第三十条第一項中「第五条」を「第五十一条」に改める。

第三十一条第一号中「第七条第二項」を「第五十二条第二項」に、「同条第三号中「都道府県知事」を「厚生大臣又は都道府県知事」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。但し、第五条の改正規定は、公布の日から起算して一箇月を経過した日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

と畜場法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年六月二十五日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八君

と畜場法案

と畜場法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、と畜場の経営

昭和二十八年七月八日 衆議院会議録第十九号 食糧衛生法の一部を改正する法律案外二件

及び食用に供するために行ふ獣畜の処理の適正を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

(定義)  
第二条 この法律で「獣畜」とは、牛、馬、豚、めん羊及び山羊をいふ。

2 この法律で「と畜場」とは、食用に供する目的で獣畜を殺し、又は解体するために設置された施設をいふ。

3 この法律で「一般と畜場」とは、通例として生後一年以上の牛若しくは馬又は一日に十頭をこえる獣畜を殺し、又は解体する規模を有すると畜場をいふ。

4 この法律で「簡易と畜場」とは、一般と畜場以外のと畜場をいふ。

5 この法律で「と畜業者」とは、獣畜の殺し又は解体の業を営む者をいふ。

(と畜場の設置の許可)

第三条 一般と畜場又は簡易と畜場は、都道府県知事の許可を受けなければ、設置してはならない。

2 前項の規定による許可を受けようとする者は、構造設備その他厚生省令で定める事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

3 第一項の規定により許可を受けて設置したと畜場について、構造設備その他厚生省令で定める事項を変更しようとする者は、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

第四条 都道府県知事は、前条第一

項の規定による許可の申請があつた場合において、当該と畜場の設置の場所が左の各号の一に該当するときは、又は当該と畜場の構造設備が政令で定める一般と畜場若しくは簡易と畜場の基準に合わないとき、同条同項の許可を与えないことができる。

一 人家が密集している場所  
二 公衆の用に供する飲料水が汚染されるおそれがある場所  
三 その他都道府県知事が公衆衛生上危害を生ずるおそれがあることを認める場所

2 都道府県知事は、公衆衛生上必要があると認めるときは、前条第一項の規定による許可を受けたと畜場(以下単に「と畜場」といふ)につき、その構造設備の規模に依り、当該と畜場において通例として処理することができる獣畜の種類及び一日当りの頭数を制限することができる。

(と畜場の衛生保持)

第五条 と畜場の設置者又は管理者は、と畜場の内外をつねに清潔にし、汚物処理を十分に行い、ねずみ、こん虫等の発生の防止及び駆除に努め、その他公衆衛生上必要な措置を講じなければならない。

(と畜業者等の講ずべき衛生措置)

第六条 と畜業者その他獣畜の殺し又は解体を行う者は、と畜場内において獣畜の殺し又は解体を行う場合には、清潔な器具を用い、水湯を十分に洗い、その他公衆衛生上必要な措置を講じなければならない。

(と畜場の使用等の拒否の制限)

第七条 と畜場の設置者又は管理者は、正当な理由がなければ、獣畜の殺し又は解体のためにと畜場を使用することを拒んではならない。

と畜業者は、正当な理由がなければ、獣畜の殺し又は解体を拒んではならない。

(と畜場使用料及びと畜解体料)  
第八条 と畜場の設置者若しくは管理者又はと畜業者は、と畜場使用料又はと畜解体料について、あらかじめ、その額を定めて、都道府県知事の認可を受けなければならない。認可を受けたと畜場使用料又はと畜解体料の額を変更しようとするときも、同様とする。

2 と畜場の設置者若しくは管理者又はと畜業者は、前項の規定により認可を受けた額をこえると畜場使用料又はと畜解体料を受けてはならない。

3 と畜場の設置者若しくは管理者又はと畜業者は、第一項の規定により認可を受けたと畜場使用料又はと畜解体料を、と畜場内の見やすい場所に掲示しなければならない。

(獣畜の殺し又は解体)

第九条 何人も、と畜場以外の場所において、食用に供する目的で獣畜を殺し又は解体してはならない。但し、左の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 食肉販売業その他食肉を取り扱う営業で厚生省令で定められるものを営む者以外の者が、あらかじめ、厚生省令の定めるところ

により、都道府県知事に届け出て、主として自己及びその同居者の食用に供する目的で、獣畜(生後一年以上の牛及び馬を除く)を殺す場合

二 獣畜が不慮の災害により、負傷し、又は救うことができないう状態に陥り、直ちに殺すことが必要である場合

三 獣畜が難産、産褥麻痺又は急性鼓張症その他厚生省令で定める疾病にかかり、直ちに殺すことが必要である場合

四 遠洋航路を航行する船舶内で船員、船客等の食用に供する目的でと畜する場合

五 その他政令で定める場合

2 何人も、と畜場以外の場所において、食用に供する目的で獣畜を解体してはならない。但し、前項第一号、第四号又は第五号の規定によりと畜場以外の場所においてと畜した獣畜を解体する場合は、この限りでない。

3 都道府県知事は、公衆衛生上必要があると認めるときは、前二項の規定により、と畜場以外の場所において獣畜を殺し、又は解体する者に対し、と畜場以外の場所、肉、内臓等の取扱方法及び汚物の処理方法を指示することができる。

(獣畜の殺し又は解体の検査)

第十条 と畜場においては、都道府県知事の行う検査を経た獣畜以外の獣畜を殺し又は解体してはならない。

2 と畜場においては、と畜後都道府県知事の行う検査を経た獣畜以外

外の獣畜を解体してはならない。

3 と畜場内で解体された獣畜の肉、内臓、血液、骨及び皮は、都道府県知事の行う検査を経た後でなければ、と畜場外に持ち出してはならない。

4 前三項の規定は、都道府県知事が特に検査を要しないものと認められた場合を除き、前条第一項第五号又はこれに係る同条第二項但書の規定によりと畜場以外の場所で獣畜の殺し又は解体が行われる場合に適用する。この場合において、前項中「と畜場外」とあるのは、「獣畜の解体を行った場所外」と読み替へるものとする。

5 前四項の規定により都道府県知事が行う検査の方法、手続その他検査に關し必要な事項は、政令で定める。

(譲受の禁止)

第十一条 何人も、第九条第二項の規定に違反してと畜場以外の場所へ解体された獣畜の内若しくは内臓、又は前条第三項(同条第四項において準用する場合を含む)の規定に違反して持ち出された獣畜の内若しくは内臓を、食品として販売(不特定又は多数の者に対する販売以外の授手を含む)の用に供する目的で譲り受けてはならない。

(と畜解体の禁止等)

第十二条 都道府県知事は、第十条の規定による検査の結果、獣畜が疾病にかかり食用に供することができないと認めるとき、又は当該獣畜により若しくは当該獣畜のと畜若しくは解体により病畜を伝染

る

させるおそれがあると認めるときは、公衆衛生上必要な限度において、左の各号に掲げる措置をとることができる。

一 当該獣畜のと殺又は解体を禁止すること。

二 当該獣畜の所有者若しくは管理者、と畜場の設置者若しくは管理者、と畜業者その他の関係者に対し、当該獣畜の隔離、と畜場内の消毒その他の措置を講ずべきことを命じ、又は当該職員にこれらの措置を講じさせること。

三 当該獣畜の肉、内臓等の所有者若しくは管理者に対し、食用に供することができないと認められる肉、内臓その他の獣畜の部分について廃棄その他の措置を講ずべきことを命じ、又は当該職員にこれらの措置を講じさせること。

(報告の徴収等)

第十三条 都道府県知事又は保健所を設置する市の市長は、公衆衛生の見地から必要があると認めるときは、と畜場の設置者若しくは管理者若しくはと畜業者から必要な報告を徴し、又は当該職員をして、と畜場に立ち入り、第五条若しくは第六条の規定による措置若しくは前条第二号若しくは第三号の規定により命ぜられた措置の実施状況を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(と畜場の設置の許可の取消等)

第十四条 都道府県知事は、左の各号に掲げる場合には、第三条第一項の規定による許可を取り消し、又はと畜場の設置者若しくは管理者に対し、期間を定めて、当該と畜場の施設の使用の制限若しくは停止を命ずることができる。

一 当該と畜場の構造設備が第四条第一項の規定による基準に合致しなくなつたとき。

二 第四条第二項の規定による獣畜の種類及び頭数の制限が定められていない簡易と畜場において、通例として、一日に十頭をこえる獣畜又は生後一年以上の牛若しくは馬のと殺又は解体が行われるに至つたとき。

三 第四条第二項の規定による獣畜の種類及び頭数の制限が定められていない簡易と畜場において、通例として、一日に十頭をこえる獣畜又は生後一年以上の牛若しくは馬のと殺又は解体が行われるに至つたとき。

四 当該と畜場の設置者又は管理者が、都道府県知事の警告を受けたりもかかわらず、なお継続して第五条の規定に違反したとき。

2 都道府県知事は、と畜業者その他の獣畜のと殺又は解体を行う者が、当該職員に警告を受けたにもかかわらず、なお継続して第六条の規定に違反したときは、その者に對し、期間を定めて、と殺若しくは解体の業務の停止を命じ、又は

と殺若しくは解体を行うことを禁止することができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定による処分をしようとする場合には、あらかじめ、当該処分を受けようとする者に、その処分の理由を通知し、自己のために弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

(と畜検査員)

第十五条 第十条に規定する検査の事務に従事させ、並びに第十二条、第十三条第一項及び前条第二項に規定する当該職員に職務を行わせるため、都道府県に、と畜検査員を置く。

2 と畜検査員は、都道府県の職員のうちから、都道府県知事が命ずる。

3 と畜検査員の資格及び設置の基準については必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第十六条 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定に違反した者

二 第九条第一項又は第二項の規定に違反した者

三 第十条第一項から第三項まで(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

第十七条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第十一条の規定に違反した者

二 第十二条の規定による禁止若

しくは命令に違反した者又は同条第二号若しくは第三号の規定により当該職員に職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第十四条第一項の規定による命令又は同条第二項の規定による命令若しくは禁止に違反した者

第十八条 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第七条の規定に違反した者

二 第八条第一項の規定による認可を受けず、又は同条第二項の規定に違反して、と畜場使用料又はと殺解体料を受けた者

三 第九条第三項の規定による指示に違反した者

四 第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員に立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金を科する。

(保健所を設置する市)

第二十条 保健所を設置する市にあっては、第十五条第一項及び第二項中「都道府県」とあるのは「市」と、第九条、第十条、第十二条、第十四条及び第十五条第二項中「都道府県知事」とあるのは「市長」と読み替へるものとする。但し、第十四条第一項については、施設

の使用の制限又は停止を命ずる処分に関するのみ、「都道府県知事」とあるのを「市長」と読み替へるものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一箇月を経過した日から施行する。

(屠場法の廃止)

2 屠場法(明治三十九年法律第三十二号)は、廃止する。

(と畜場設置の許可に関する経過規定)

3 この法律の施行の際、現に従前の規定による許可を受けて設置されていると畜場のうち、その構造設備が第四条第一項の規定による一般と畜場の基準に合致し、及び通例として一日に十頭をこえる獣畜をと殺し、又は解体しているものは、この法律の規定による許可を受けて設置された一般と畜場とみなし、その他のものは、この法律の規定による許可を受けて設置された簡易と畜場とみなす。

(と畜検査員に関する経過規定)

4 この法律の施行の際、現に従前の規定によりと畜検査員を命ぜられていた者は、この法律の規定によりと畜検査員を命ぜられたものとみなす。

(罰則に関する経過規定)

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(厚生省設置法の一部改正)

6 厚生省設置法(昭和二十四年法

昭和二十八年七月八日 参議院會議録第十九号 食品衛生法の一部を改正する法律案外二件

昭和二十八年七月八日 参議院會議録第十九号 食品衛生法の一部を改正する法律案外二件

第七百五十一号)の一部を次のように改正する。  
第五十条第三十五号を次のように改める。  
三十五 削除  
第九号第一項第十五号中「と畜場」を「と畜場」に改める。  
(「い」獣処理場等に関する法律の一部改正)

7 へい、獣処理場等に関する法律(昭和二十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。  
第二号第一項但書を次のように改める。  
但し、食用に供する目的で解体する場合及び都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

8 (家畜伝染病予防法の一部改正)  
家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。  
第五号第一項第二号、第二十一号第一項第二号、第三十三号、第五十一号第一項及び第五十二号中「と畜場」を「と畜場」に改める。  
第三十四号中「種付」を「種付」と畜場以外の場所におけると畜場に改める。

9 (国有財産法の一部改正)  
国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。  
第二十二号第一項第一号中「又はじんあい焼却場」を「じんあい焼却場又はと畜場」に改める。  
第二十八号第四号中「じんあい焼却場」の下に「又はと畜場」を加える。

10 (土地収用法の一部改正)  
土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。  
第三号第二十六号中「屠場法(明治三十九年法律第三十二号)によると畜場」を「と畜場法(昭和二十八年法律第 号)によると畜場」に改める。  
(建築基準法の一部改正)  
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。  
第二号第二号及び第五十三号第一項中「と殺場」を「と畜場」に改める。  
〔審査報告書は都合により附録に掲載〕  
民生委員法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和二十八年六月二十三日  
衆議院議長 堤 康次郎  
参議院議長 河井彌八郎

2 委員は、左の各号に掲げる者のうちから、それぞれ二人以内を市町村長が委嘱する。  
一 市町村の議会の議員  
二 民生委員  
三 社会福祉事業の実施に關係のある者  
四 市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者  
五 教育に關係のある者  
六 関係行政機関の職員  
七 学識経験のある者  
第八号第四項を次のように改める。

4 民生委員推薦会に委員長一人を置く。委員長は、委員の互選とする。  
第九号第二項中「社会事業」を「社会福祉事業」に改める。  
第十号に次の但書を加える。  
但し、補欠の民生委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
第十四号第一項第三号中「社会施設」を「社会福祉事業施設」に改め、同条同項に次の一号を加える。  
四 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)その他の関係行政機関の業務に協力すること。  
第十九号第二項中「社会事業」に関する学識経験のある者を「社会福祉事業法に定める社会福祉主事として資格を有する者」に改め、同条第三項を削る。  
第二十一条から第二十三条までを次のように改める。  
第二十一条から第二十三条まで 削除

第二十四号第一項第三号を第四号とし、以下一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。  
三 民生委員の職務に關して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に當ること。  
第二十四号に次の二項を加える。  
3 民生委員協議会は、市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の組織に加わることができる。  
4 市町村長及び福祉事務所その他の関係行政機関の職員は、民生委員協議会に出席し、意見を述べることが出来る。  
第二十五条を次のように改める。  
第二十五条 削除  
第二十六条中、「常務委員協議会」を削り、「支弁」を「負担」に改める。  
第二十七条を次のように改める。  
第二十七条 削除  
第二十八条を次のように改める。  
第二十八条 国庫は、第二十六条の規定により都道府県が負担した費用のうち、厚生大臣の定める事項に關するものについては、予算の範囲内で、その一部を補助することが出来る。  
第二十九条を次のように改める。  
第二十九条 削除

附則  
(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第八号の改正規定は、昭和二十八年十月一日から施行する。  
(経過規定)  
2 昭和二十八年九月三十日現に民生委員推薦会の委員の職にある者は、同日限り、その地位を失う。

3 この法律の施行の現に民生委員の職にある者の任期は、第十条の規定にかかわらず、昭和二十八年十一月三十日までとする。この法律の施行後、従前の第八号の規定による民生委員推薦会の推薦により民生委員を委嘱される者の任期も、同様とする。  
(生活保護法の一部改正)  
生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。  
第二十二号の見出しを「民生委員の協力」に改め、同条中「保護の実施機関、福祉事務所長又は社会福祉主事から求められたときは、これらの者の行つ保護事務の執行について、これに協力するものとする。」を「この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。」に改める。  
〔宇森芳夫君登壇、拍手〕  
○宇森芳夫君 只今上程されました食品衛生法の一部を改正する法律案、と畜場法案及び民生委員法の一部を改正する法律案に關しまして、厚生委員会における審議の経過並びにその結果について御報告申し上げます。  
先ず食品衛生法の一部を改正する法律案について申し上げます。本案は本院先議でありまして、その提案理由及び内容は次の通りであります。今回の改正は輸入食品による危害を防止するため、衛生上有害の腐れのある食品の輸入を禁止し、食肉については、



昭和二十八年七月八日 参議院會議録第十九号 国土調査法の一部を改正する法律案

家用の屠殺も屠畜場を利用するように指導する趣旨であることも又当然のことと解釈する、というのであります。

なお、本法の施行に当りましては、これが衛生上の取扱と、屠殺、解体の検査について十分吟味の上規定すべきことが要望されました。

かくして質疑を打ち切り、討論を省略し、直ちに採決に入りましたが、全会一致を以て衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に民生委員法の一部を改正する法律案について申し上げます。

今回改正の第一点は、民生委員の職務につきまして、福祉事務所、その他の関係行政機関に対する協力関係を明確にしたこととあります。即ち、昭和二十五年の生活保護法の改正によりまして、民生委員は、同法の実施について補助機関から協力機関に変更されたのであります。現行の民生委員法におきましてはこの点が不明確でありましたので、今回、民生委員が福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力することに付いて特に明文の規定を設けまして、両者の職務内容と責任分野との明確化を図ることにいたしましたのであるとあります。又これと関連して、生活保護法第二十二條に規定する「求められたとき」の字句が、社会奉仕者としての立場から進んで保護指導の実施に当つております民生委員の積極的意欲を冷却する虞れがある現状に鑑みまし

て、今回これらの字句を削除し、民生委員が自発的に協力できるようにすることによつて、生活保護事務の円滑適正な実施に遺憾なきを期することにしたのであります。改正の第二点は、民生委員推薦会の組織を改めたこととあります。即ち、民生委員推薦会は、従来、市町村の議会の議員、社会事業の実施に関係のある者、その他半識経験者を以て構成されていたのであります。今回これを改正して、推薦委員会の委員は、広く社会福祉全般の代表者の中から委嘱できるように、その範囲を具体的に明示すると共に、その定数を各分野についてそれぞれ二名以内とするにいたしましたのであります。第三点は、民生委員協議会の任務中に、福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当ることを附加すると共に、市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体、即ち市町村社会福祉協議会の組織に加わることができるとし、以て民生委員協議会が地域社会における社会福祉の積極的増進に広い視野に立つて活動することができるといたしましたのであります。第四点は、常務委員及び常務委員協議会に関する規定を法律上削除し、すべて民生委員協議会の自主的運営に委ねることとしたのであります。最後

に、民生委員事務所を廃止することにいたし、なほ、このほか民生委員の改選が全国一斉に行われるようにするた

め、補欠による民生委員の任期は前任者の残任期間とすることに改めると共に、現在の民生委員の任期は本年十一月末日に終るものとする経過措置を講じてあるのであります。

以上がこの改正法律案の提案理由並びに改正の要点であります。

厚生委員会におきましては、政府当局より法案の提案理由並びに内容につきまして詳細なる説明を聴取いたしました後、慎重審議をいたし、熱心なる質疑応答が交わされたのであります。その詳細は速記録によりまして御承知願ひたいと存じます。

かくして質疑を打ち切り、討論省略の上、採決いたしました結果、全会一致を以ちまして原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。(賛成者起立)

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて三案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 日程第六、国土調査法の一部を改正する法律案、(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長長の報告を求めます。経済安定委員長早川慎一君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕  
国土調査法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三條により送付する。  
昭和二十八年六月二十五日  
衆議院議長 堤 康次郎  
参議院議長 河井彌八郎  
国土調査法の一部を改正する法律案  
国土調査法の一部を改正する法律案  
国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。  
第九條各号列記以外の部分中「当該調査を行う者に対し、」を「当該調査を行う者又は当該調査を行う者に対して補助金を交付する都道府県に對し、」に改める。  
第十二條第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。  
第十五條第二号を同条第三号とし、同条第一号を同条第二号とし、同条第一号として次の一号を加える。  
一 第五條第一項の規定による計画及び作業規程の作成並びに同条第二項の規定による計画及び同条第三項の規定による作業規程の作成  
第十七條第一項中「当該国土調査が行われた市町村の事務所において、」を「当該調査を行つた者の事務所(地籍調査にあつては、当該調査

が行われた市町村の事務所)において、」に改める。  
附則  
この法律は、公布の日から施行する。

〔早川慎一君登壇、拍手〕  
○早川慎一君 只今議題となりました国土調査法の一部を改正する法律案につきまして、経済安定委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

国土調査法は、国土の開発、保全に資するため、国土の実態を科学的且つ総合的に調査することを目的とし、昭和二十六年六月一日から施行されましたが、爾來、関係機関、特に地方公共団体等の本事業に対する積極的熱意は次第に高まり、又昨年度補正予算に国土調査の補助金が計上せられました等、各般の態勢が整備されて参つたのであります。然るに、本事業の進展に伴ひ、且つ過去一年半の実績に鑑みまして、補助金の交付及び国土調査の実施手続に關し、現行の規定を改める必要が生じたのであります。

改正要點の第一は、補助金交付に關する規定でありまして、現行法におきましては、国土調査の補助金が交付されるものは、国土調査を行う者のみでありましたのを、国土調査を行う者に対して補助金を交付する都道府県に對しても交付することができるようになりました。これによつて、國と地方

が、

公共団体等とが協力して本事業の完遂を図ることができるといふことと併せてこのような間接交付の方法によつて事務手續簡素化の一助にいたせうとしたものであります。改正点の第二は、都道府県が行う国土調査の実施計画及び作業規程についての調査審議は、現行法におきましては、中央に設置されている国土総合開発審議会において行われることに定められておりますが、これを都府県総合開発審議会において行われるように改めました。これによつて国土の開墾、保全等の事業と、国土調査との関係は、一層緊密になるばかりでなく、関係官民による国土調査の審議は一層容易に且つ実態に即するものと期待し得るのであります。改正点の第三は、国土調査の成果の閲覧の場所について、実際上の便宜に即するように改正いたしましたのであります。

委員会におきましては、各委員より適切な質疑が行われ、慎重に審議いたしましたのであります。その詳細は速記録によつて御了承願いたいと存じます。

次いで討論に入りまして、別に御発言もございませんでしたので、これを終結し、本法律案につきまして採決いたしましたところ、全会一致を以て、これを可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

昭和二十八年七月八日 参議院会議録第十九号 国土調査法の一部を改正する法律案

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(河井彌八君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

本日の議事日程は、これにて終了いたしました。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。  
午後一時三十六分散会

○本日の会議に付した事件

一、ストライキに対する政府の見解に関する緊急質問

一、今次ストに対するいわゆる政府警告に対する緊急質問

一、日程第一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、日程第二 農産物検査法の一部を改正する法律案(前会の続)

一、日程第三 食品衛生法の一部を改正する法律案

一、日程第四 畜場法案

一、日程第五 民生委員法の一部を改正する法律案

一、日程第六 国土調査法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議長 河井 彌八君  
副議長 重宗 雄三君

Table with 2 columns: 議員 (Members) and 出席者 (Attendees). Lists names of members and those present for the session.

大谷 豊清君 一松 政二君

西郷吉之助君 中川 幸平君

寺尾 豊君 左藤 義詮君

中山 森彦君 中川 以良君

吉野 信次君 大屋 晋三君

青木 一男君 愛知 揆一君

小瀧 彬君 古池 信三君

榊原 亨君 大谷 實雄君

高橋 衛君 横山 フク君

西岡 ハル君 小澤久太郎君

木内 四郎君 藤野 繁雄君

近藤 信一君 石村 幸作君

青山 正一君 秋山俊一郎君

高橋進太郎君 仁田 竹一君

松平 勇雄君 永岡 光治君

加藤 武雄君 上原 正吉君

郡 祐一君 山本 米治君

西川甚五郎君 小野 義夫君

平井 太郎君 川村 松助君

堀 末治君 白波瀬米吉君

島津 忠彦君 湯山 勇君

小林 英三君 草葉 隆園君

泉山 三六君 黒川 武雄君

菊川 幸夫君 若木 勝蔵君

山田 節男君 東 隆君

内村 清次君 荒木正三郎君

羽生 三七君 千葉 信君

三木 治朗君 山下 義信君

加藤シヅエ君 後藤 文夫君

市川 房枝君 戸叶 武君

白川 一雄君 野本 品吉君

石川 清一君 最上 英子君

三浦 義男君 松永 義雄君

深川タマエ君 武藤 常介君

寺本 廣作君 平林 太一君

八木 秀次君 村尾 重雄君

紅露 みつ君 八木 幸吉君

鈴木 一君 加瀬 完君

千田 正君 相馬 助治君

有馬 英二君 堀木 謙三君

松浦 定義君 菊田 七平君

長谷部ひろ君 木村鶴八郎君

上條 愛一君 榊橋 小虎君

鶴見 祐輔君 松原 一彦君

内閣総理大臣 吉田 茂君  
農林大臣 保利 茂君  
通商産業大臣 岡野 清義君  
労働大臣 小坂善太郎君  
国務大臣 大野木秀次郎君  
政府委員 横田 正俊君  
公正取引委員会委員長 愛知 揆一君  
大蔵政務次官 中山 マサ君  
厚生政務次官 渡部 伍良君  
農林大臣官房長 渡部 伍良君  
通商産業省企業局長 中野 哲夫君  
労働省政務局長 中西 実君  
労働省労働基準局長 亀井 光君

昭和二十八年七月八日 参議院會議録第十九号

〔第十二号参照〕

審査報告書

国の所有に属する物品の売却代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年六月十八日

大蔵委員長 大矢半次郎

参議院議長河井彌八郎

多数意見者署名

三木與吉郎 松岡 平市

成瀬 勝治 土田国太郎

西川甚五郎 藤野 繁雄

青柳 秀夫 松永 義雄

平林 太一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、樹木の現金化に長期間を要する事情にかんがみ、国有林野のいわゆる立木売却代金の延納特約期間を一年に延長しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

国有林野の立木の売却を円滑ならしめる利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律案  
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年第三種郵便物認可  
三月三十一日

名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年六月十八日

大蔵委員長 大矢半次郎

参議院議長河井彌八郎

多数意見者署名

三木與吉郎 松岡 平市

成瀬 勝治 土田国太郎

西川甚五郎 藤野 繁雄

青柳 秀夫 松永 義雄

平林 太一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、最近における取引の事情に即応して、一円以下の臨時補助貨幣並びに一円未満の貨幣、小額紙幣及び日本銀行券を整理することともに、一円未満の通貨の発行を停止することとし、これに伴い、現金支払の場合における端数計算の基準を定めようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

取引の円滑化に資する利益がある。

三、費用

この法律施行のため必要な経費として、昭和二十八年年度一般会計予算に一千七十八万二千元が計上されている。

〔図書館運営委員長の報告書は都合により附録に掲載〕

定価 一部 十五円 (送料別) 発行所 東京都新宿区市谷本村町一五 大蔵省印刷局 電話九段四三二一(官報課) 振替東京一九〇〇〇